

第九回国会 大蔵委員会 議録 第二二号

(三五)

昭和二十五年十一月二十七日(月曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 西村 直巳君 理事 天野 久君

有田 二郎君 大上 司君
川野 芳満君 島村 一郎君

高間 松吉君 田中 啓一君
三宅 則義君 宮崎 靖君

宮腰 喜助君 川島 金次君
米原 昶君 竹村奈良一君

出席國務大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員 大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官 (主税局長) 平田敬一郎君
農林政務次官 島村 軍次君

委員外の出席者 大蔵事務官(主税局長) 石田 正君
大蔵事務官 (銀行局長) 舟山 正吉君
大蔵事務官 (銀行局特殊金融課長) 飯田 良一君

國民金融公庫理事 最上 孝敬君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十一月二十七日

委員羽田野次郎君辞任につき、その補欠として中野四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

理事早稲田柳右エ門君の補欠として天野久君が理事に当選した。

十一月二十五日

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 同月二十六日 國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 理事の互選

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 税制改正案に関する件

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

議案の審査に入ります前にお諮りいたします。実は去る二十四日、理事早稲田柳右エ門君が委員を辞任されました結果、理事が一名欠員となっております。この際理事一名の欠員選任を行いたいと思存しますが、前例によりまして、委員長において指名いたすに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○夏堀委員長 御異議なしと認めます。それでは同日早稲田柳右エ門君のかわりに本委員となりました天野久君を理事に指名いたします。

○夏堀委員長 次に一昨二十五日本委員会に付託に相なりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案、及び日程追加をいたしまして、昨二十六日同じく本委員会に付託に相なりました國民金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして、まず政府当局より説明を求めます。西川政府委員。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。

附則 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

國民金融公庫法の一部を改正する法律案 國民金融公庫法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「三十億円」を「四十億円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題となり

ました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案外一法律案について、その提出の理由を御説明いたします。

まず食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。米、麦、雑穀、穀粉、カシ等々の食糧に對しましては、昨年法律第二百二十三号をもちまして、その輸入税を本年一箇年間免除することとしたのであります。が、わが国現下の食糧事情にかんがみまして、右食糧の輸入税をさらに一箇年間免除することが適當と思われるので、本法

案を提出いたしました次第であります。次に國民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。最近の金融情勢におきましては、國民大衆が生活の再建のための生業資金として、一般の金融機関から資金の融通を受けることは、きわめて困難な状態にありま

るので、この種の資金の供給を行う國民金融公庫に對する資金の需要は、はなはだ多いのであります。本公庫は充足以來再度の増資を行い、本年の十月末までに普通小口貸付三十三億一千万円、更生資金九億五千万円の貸付を行

つたのであります。が、昭和二十五年に入りましては、本年度増資分十二億円は八月末において貸付を終り、九月以降の貸付は既往の貸付金の回收金のみに依存せざるを得ず、増大する資金の需要に對処するには、きわめて不

十分な状態となつたのであります。よつてこの際國民金融公庫法の一部を改正いたしまして、資本金三十億円を四十億円に増加することとし、本法を提出した次第でございます。何とぞ御審議の上、以上二法案についてすみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 質疑を許します。奥村君。

○奥村委員 國民金融公庫法について二、三お尋ねを申し上げたいと思ひます。

ただいまの法案の提案理由説明の中にも、國民金融公庫の資金の供給を非常に望んでおる。それでこの公庫の増資の必要が認められておるわけであり

ますが、最近における金融公庫に對する融資の申込み状況及び貸付状況、つまり申込み状況に對して貸付が大体どの程度の率になつておるか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○舟山説明員 ただいまの提案理由にも説明いたしましたように、公庫は本年度十二億の増資をいたしたのであります。本来はこの増資額は今年度一ぱいの貸出し資金に充てるべきものとも

考えられるのであります。が、現下の金融情勢にかんがみまして極力貸出しを促進いたしたのであります。それで四月以降の借入れ申込み並びに貸付金額を概算をもつて申し上げますと、申込み金額は四月には十二億九千九百三

万円、五月は十二億二千六百万円、六月は十億一千五百万円、七月は十億二千

一百万円、八月は九億八千七百万円、九月は九億六千五百万円、十月がまたふえまして十一億三千百万円、この四月ないし十月の累計が七十六億三千八百万円、一月大体十一億平均に相なり

ます。それに対して貸付金額は四月が一億九千八百万円、五月が二億七千三百万円、六月が三億五千三百万円、七月が三億三千万円、八月が三億九百万円、九月が二億一千一百万円、十月が二億一千万円、その累計が十八億でございまして、月平均は二億七千万円に相なります。これで資金の方といたしましては大体毎月一億二千万円見当の回収金がございまして、これで収支を合せておるといふ状況でござい

ます。

○奥村委員 そういたしますと、四月の場合十二億の申込みに対して貸付が一億九千万円、五月が十二億の申込みに対して貸付が二億というところになつておりますが、これは資金がなくて貸せなかつたのか、あるいは事務上の手続が遅れて貸せなかつたのか、この点をお尋ねいたします。

○舟山説明員 申込みは一応ござい

ますが、そのうち過去の実績に徴しまして、ほとんど貸出しの問題にならぬといふものも入つておるわけでありま

す。それで大体適格——まあ貸し出し

格でないものが約四割含まれておる、こういうふうな受取れるのであります

が、その通りですか。

○舟山説明員 総貸出しのうち、貸出しを考へてよろしいのが四割以下といふことでありまして、六割見当はもう貸出しの対象としては問題にならぬといふものが含まれておるわけでありま

す。

○奥村委員 毎月の申込みのうち、たとえば四月で断られたものが五月にまゐるとか、あるいは四月に断られたものでなくして、事務手続が延びて五月に繰延べになつていくというのが四月、五月と順繰りに繰延べになつていく点があるの、七十六億という累計の中にはかなり重複した分がある、こういうふうな考へられますが、その点はいかがですか。

○舟山説明員 申込みを受けましたものをその月に処理できるとは限りませんので、申込みを受けた月の次の月以降に貸し付けてあるものもあると思ひます。それは当該貸付の相手先によりまして調査の日取等も違ひますが、そういうずれはあるわけではござい

ますが、ただ申し上げましたのは一応申込みは申込みとして月別に、現実に貸し付けましたものは貸付として、その月別に整理した計数でございまして、

○奥村委員 ことしの夏われ／＼大蔵委員会の国政調査で、各地方の状況を調査した際に、地方の特に希望されたのは、連帯貸付の五十万円の口、これを非常に中小企業者が希望せられておつたのであります。これがはなはだ申込みに対して貸付の割合が少い。特に五十万円の貸付の申込み及び貸付状況の何か御調査があつたら、御報告を

願ひたい。

○舟山説明員 ただいまの点は今資料を採りまして御報告申し上げます。

○奥村委員 かようにして申込みに対して貸付の割合がはなはだ少い。実際に貸付の資金は各府県に対して割当てておられるように存じますが、それはどういふ基準によつて割当てておられるのか。地方ごとに不公平があつては困ると思ふのであります。その割当方法について何か基準があればお伺ひしたい。

○舟山説明員 公庫の貸付資金が限られておりますので、これは各府県別あるいは言いかえれば公庫の支所別に大

体の貸付のわけを示しまして、その範囲内で貸出しをしていられるのであります。そのわけの決定はやはりその地方の経済力も考へなければなりませんので、その地方の人口とか産業の諸計

数、あるいは金融上の諸計数とかを総合いたしましたして、割振つておるわけ

でございます。

○奥村委員 公庫の貸付について地方の信用組合に取扱い事務を委任せられておるところがあるように思ふのであります。ところが、この信用組合の取扱いについて、これまたその貸付金額を割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

ます。これは信用組合の預金に比例して割当てておられるようではござい

○竹村委員 先ほどの質問の中で少しはつきりせぬことだけをお聞きしたいと思ひます。大体今まで七十六億の貸付の中で、四割だけが出された。六割というものは貸すにたえない不適格者である、こういうような御説明であつたのでありますが、もういいたしますと、これは現在申込みのある中で、適格者で資金の關係で貸せなかつたのが何割あるかお聞きしたい。

○舟山説明員 四月から十月まで大体借入れ申込みは月平均十一億でありました。そこで六割が初めから貸付不適格であるとしてこれを除外いたしますと、残りは四億四千万円でありまして、そのうち現実には二億七千万円が貸し出されているのでございます。そこでこの四割と申しますのも、過去の一年有余の実績に基づく数字でございます、必ずしも絶対のものではありませんが、公庫の資金が不足のために、貸し出してもよいものを貸し出し得なかつたということはあるわけでありま

かどうか。その辺をお聞きしたい。

○舟山説明員 本年度も押し詰まりまして今回の国会で御審議を願つてこの増資が実現いたしましたも、現実には公庫が活動するのは一月から三月ということに相なります。そこで従来公庫の取扱ひ得ます事務能力も考えまして、これ以上の金を現実には貸し出すことも不可能であり、かたわら毎月一億から二億の間の回収金もございまして、これを合算すれば、一月から三月までの需要は、この貸出し能力もあわせ考えまして、大体この点で事足りるのではないかと考えたのでございまして、来年度予算にはさらに来年度の資金として増資を計画いたしたいと考えております。

○竹村委員 国民金融公庫の問題はあとへ保留しまして、食糧輸入の問題についてお伺ひしたいと思ひますが、いいですか。

○夏堀委員長 どうぞ……。

○竹村委員 ひとつ農林大臣にお伺ひしたいのでございます。外国食糧の輸入税を免除するという法案が提案されておるわけでありまして、この問題につきましましては、従来はいろいろのまゝ続けて來られたのでありますけれども、今後は少し考えをかえなくちやならぬのではないかと考えるわけでありまして、農林大臣もあるいは政府からもときどき、聲明されておるうちに、この二十六年度に麦類については統制を撤廃する、こういうふうに言明されておるのでありますから、その統制撤廃の構想、これを承りませんと——外

國食糧の輸入に對して輸入税を免除いたしますこと、これは、国内におきまするとその農産生産と非常に重大な關係があると考えますので、まず第一に麦類の統制を撤廃する構想につきましまして、撤廃しても單なる撤廃で終るのか、あるいは撤廃後どういふような形において麦類の維持を考へておられるのか、この辺をひとつ農林大臣から詳細に承りたいと思ひます。

○廣川國務大臣 お答え申し上げます。麦の統制をはずして行くことはたゞいまお話し通ひであります。ただこれをはずし放しにするのではなく、農民の希望によつて希望するだけの麦を買ひ入れる方式で参りますので、決して市場を圧迫して農民に損害を與えるような価格にはならないと考えております。

○竹村委員 今承りますならば、統制撤廃は單なる自由放任じやない。そうして農民の欲する分だけは政府が買ひ上げる。こういう構想でおられるということがわかつたのであります。そういういたしますと、その場合における麦類の決定は一体どういふような形でやられるのか。従来のようなパリティ指数によつて行ふとするならば、これもまた輸入税を免除するということに関係するのでありますから、パリティ指数で行われるのか、あるいはまたたういふ形で麦類を決定されるのか、このういふような点について承りたいと思ひます。

○廣川國務大臣 来年度買入れの麦の価格その他については目下検討中でありまして、毎々申し上げておる通り、決して本年度の価格を下まわるといふようなことのないように、目下検討中でございます。

○竹村委員 しかし本年度の麦類より下まわるといふようなことでは、おそ

らくいくら政府がお買上げにならうといたしましても、農民自身は売らないだらうと思ひます。そこで問題になるのは、そういうのじやなしに、大体従来のようなパリティ指数を基礎として麦類を決定されるとするならば、農民は実際に生産費を償へないのですから売らない。これを農民が政府に売らなうとするならば、向うが生産過剰となり、いろ／＼な形で、たとへて言いますと麦のダンピングを行ふという場合に、日本が輸入税を撤廃いたしますならば、向うの食糧がどん／＼入つて來る。そういういたしますと、こちらはパリティ指数が何かで安い価格できめて、もしこれで百姓が売らなかつたならば、農民が政府に売らなかつたならば、農民が政府に売らなかつたならば、向うからどん／＼入つて來るといふことになると、結果におきましては、やはりその意圖のいかにかわからず、農民を圧迫することになると思ひますので、大体やはり従来のようなパリティ指数できめられるのか、あるいは現在日本の国内におけるところの生産費を中心として、正しい生産費計算に基いて買ひ上げられるかという点が重大になつて來るのであります。この点を、つきり伺つておかないで、うか／＼これに賛成いたしましたならば——この点は重大な問題でありますのでつきり伺ひたい。

○廣川國務大臣 これは毎々問題になることであります。生産費を基礎として価格決定と、パリティ指数を基礎として価格決定とあるものであります。その辺は、農民の現在の情勢をよくとらえまして、單にパリティ指数できめるにいたしましたも、それにアルファーといふ一つのものを加えて

調節をはかる方途もあります。農民が売らないような価格をきめて、外国から入れるといふような考えは決して持つておりませんので、その点を十分考慮して目下検討中でございます。

○竹村委員 それではもう一つ違う方面からお聞きしたいのであります。朝鮮事案が起りましたから、国内の麦類あるいは米その他の食糧で、朝鮮に輸出されたものは一体どれくらいあるか。しかも今後この輸出と輸入の關係は、国内産を輸出されて外国食糧を輸入されることになるのか。あるいは輸入されることになつたのか。あるいは輸入された外国食糧を朝鮮に輸出されることになるのか。この辺をお伺ひしたいのであります。

○廣川國務大臣 朝鮮に輸出いたしましたのは非常に少数でありまして、おもに外国産のもので概算六万トン程度であります。これは二箇月以内に同質同量のものをアメリカより補填するといふ契約のもとに、出しておる次第であります。

○竹村委員 そういたしますと、この朝鮮に輸出する分につきましては、結局アメリカからそれだけ輸入する。そうして関税をとらないで、その価格で輸出されるということになるのであります。あるいはまた国内に必要食糧だからこれは免税して、朝鮮に輸出する分はやはり関税をとるといふのか。この辺はどうです。

○廣川國務大臣 朝鮮に出したものは、單にこれは立てかえといふようにお考え願へば、御解釈が願へるじやないかと思つております。

○竹村委員 立てかえといふような形でありましたならば、この代金の決済あるいはその他等についてもいろ／＼問

題があると思いますが、そういう点は別問題として、そういう立てかえといふような制度は、日本の国内法から考へて一体どういふ法律に準拠してやられてゐるのか伺ひたい。

○廣川國務大臣 その事務的なこまかいことは私は実ばかりでありませんので、あとで説明員から説明いたさせていただきます。

○竹村委員 それではもう一つ伺ひたい。生産費等を十分考慮して、輸入食糧がどん／＼入つて来ても国内の農民を圧迫しない形にしたい、こういう言明をされておるのであります。そういうことを考えられておられますが、現実の問題としては、もちろん事案がどん／＼進展いたしますと、また別に考えられることだと思ひますけれども、しかし事案がこのままの形で終つたとするならば、おそらく世界の食糧事情が考へましても、麦や小麦は非常に過剰生産になつてゐる。私はそういうふうで考へます。勢いどん／＼流れ込んで来るということになりますと、圧迫しないと言ひましても、実際に一年も続くといふならば別でありますけれども、続かない場合におきましては、そういうことになると輸入食糧の免税というところが問題になつて参るのであります。そういう場合におきまして、この法律が通過した後一年間は、どうしてもこの法律通りにやつて行くと言われるのか。あるいはそういう場合には、途中で臨時国会でもお開きになつてこれを訂正するといふのか。その辺はどうですか。

○廣川國務大臣 現在のところ、輸入食糧は政府で管理することになつてお

りますので、その点は御心配ないと思ひますが、国内における食糧は二百万トンも足りないものであります。この一年間において大した変動はあるまいと考へるのであります。私は世界が真に平和になつて外国の麦類等が非常に大量に順調になつて来るというやうな場合は、法律といふものは決してかえて悪いといふものではないのであります。臨時国会なり何なり開いて直しても私はさしつかえないと思ひのであります。少くとも一年間の見通しにおいては、私はこれでさしつかえないと考へております。

○竹村委員 もう一点だけ伺ひたい。おきたいのであります。農林大臣は常に新聞で、一句増配といふやうなことを新聞で公約されておられますが、それが今度のこの計画から見ると、増配されないうやうなことに見えるわけですが、一句増配するために輸入食糧を増大さす。こまかいことはあ

とで聞きますが、そういう構想はないのであります。この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○廣川國務大臣 私は一句増配をやるという言明をしたことではないので、そういう目途で事務の方で調査をしたらどうかといふふうになつてゐるのであります。ただ現在実質一句を増配するについて輸入量を増すといふことは、ただいま考へておりません。

○小山委員 農林大臣に一言伺ひたい。食糧の輸入税を免除する法律の立法の最初の趣旨は、ガリオア資金で輸入するから免除するのである、こういうふうに従来説明されておつたのであります。この間の新聞

の情報によりますと、来年の七月から対日援助資金は打切るといふやうな話が出ておりますが、その場合にもなおかつこの免除は続けられるつもりでありますか。

○廣川國務大臣 現在の日本の内地の食糧事情からいって、こゝ一年間くらいはこれでさしつかえないと私は考へております。

○小山委員 そういたしますと、農林大臣が言つておられますところの食糧一割増産との関連においては、これはじやまになりませんか。

○廣川國務大臣 一割増産いたしましたとしても、私大してじやまにならぬと考へております。

○小山委員 それはそう考へかもしませんが、この輸入税を置くか置かぬかといふことは、国内の価格政策を決定する大きなポイントだと思ひます。その場合に、その価格政策を決定するところの権限を政府が持つていないので、ただかけ声で一割増産で行けるかどうか。要するに關稅政策といふものを通じて、一割増産を考へられなければならぬじやないか。その点をお伺ひいたします。

○廣川國務大臣 大きく考へれば、私は講和會議でも済みますと、おのずと事情もかわつて来ると思つております。しかし現任立つてゐる立場からいいますと、私たちは輸入食糧は國家が管理したいと思つておられますから、その点で調節ができればぬかと思ひます。

○米原委員 先ほど麦の値段が下つて農家を圧迫することはないといふお話でした。そこで聞きたいのですが、今度米価を引上げて、大体の予定が、

昭和二十四年度は供出代金が總額どのくらいだったのか、米と麦とをわけてお聞きしたいのですが、今度は買ひ上げるとして、大体その予定が立つて折衝中だと思ひますが、それはどれくらいになつてゐるのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○廣川國務大臣 食糧特別會計の中の麦と米との買入れの總額の金額でござりますか。その数字は実はわかりませんが、これはあとで書類を差上げるようにいたします。

○米原委員 私もその数字をはかて聞いたのですが、米の値段が上るといふながら、總額ではほとんどかわらない。實際は米の値段を上げて、麦も少し上げるかもしれないが、これは対米比値が非常に低い。そういうことになる。農家は米はどん／＼売つちやつて、麦は買ひせられんといふわけですね。そういう形が来るのじやないか。

しかもそこで今おつしやつたように輸入税をとらないといふことになつて来ると、實際上非常に圧迫するのじやないかと思ひます。この点で農林大臣は少しこまかしておられるように私は思ひますが、数字的にこの点今そのあたりについてしやる政府委員の方でわかつていらつしやれば、はつきり伺ひたいと思ひます。

○廣川國務大臣 うちの方の政府委員は来ておりません。

○米原委員 實際は、麦の方は結局食糧特別會計の範圍内で買ひ上げて、それ以上のものは買ひない、こういうやうな態度をとられるのじやないかと予測がつくのじやないか。その点をばつきり説明願ひたいと思ひます。

○廣川國務大臣 實は私しろとでよくわからないのですが、基準年度のこの対米比値、ああいつたものに、統制をはずして行つて、自然にそこへ持つて行くのが、ほんとうじやないかという説もあるのです。しかし来年度におきましては、私たちとしては一割増産その他の關係からいって、相當の価格は維持して行きたい、こう考へております。また總買上量につきましても、今までの供出量から見ると、その供出量をすつと上まわる数字を私の方には買ひ上げるようにいたしてお

○米原委員 その点は食糧長官にあつて伺うとして、もう一つ……。承るところによると、例の食糧特別會計のインベントリー・ファイナンスが中止になつたといふことを聞きまして、そういう金が實際にはそういらないので中止になつたのではないかと思ひますが、これをあわせて考へてゐるわけですか。實際に米も麦も値段を上げるとすれば、これはインベントリー・ファイナンスの必要が生ずるのは當然だと思ひますが、どういふわけで中止になつたのか、それを伺ひたいのであります。

○廣川國務大臣 その中止になつた理由の眞の問題は、これは大蔵大臣からお聞き願ひたいと思ひますが、ただ私たちの所管しておる方においては、われ／＼の買入れ数量とあの金額で十分操作できるということ、われ／＼の方は納得いたしておるのであります。

○米原委員 そうしますと、食糧特別會計を締めてみると、現在は赤字でな

くて、黒字だといふことになるのであ

りますか。

○廣川國務大臣 お説の通りであります。

○米原委員 そうしますと、もう一つ問題が出て来るのだが、消費者価格を上げるというお話ですが、これは上げる必要はないのじやないか。なぜお上げになるか。

○廣川國務大臣 上げるか上げないかは、實際まだ決定していないのであります。折衝中でありまして、世間に伝わっているところでは、大分上げるようになつておりますが、まだあんな点に行つておりません。現在折衝中でございます。

○川島委員 大臣が見えておりますから、この機会に二、三のことを伺いたしたいのであります。他の委員から御質問があつたとすれば、それは別段御答弁はいりませんが、この機会に二十五年に於ける食糧の輸入計画量と、ごく最近に至るまでの輸入実績量がどのくらいになつておるか。まず第一にそれをお聞きしたい。

第二は、前回の委員会に私おりましたので、この機会に伺つておきたいのですが、輸入食糧の価格——米麦が中心でよろしいのですが、わかつておれば教えてもらいたいです。米麦の輸入価格、その価格に対する国内の国民消費価格との差額、それはどのくらいになつておりますか。まずこの二点をわかつておりましたならば、御説明願ひたいと思ひます。

○廣川國務大臣 二十五年の輸入計画量は、概算三百四十万トンと定めて計画いたしておつたのでありますが、いろいろな情勢からいたしまして、見込みが三百二十万トン買ひ入れる予定

に現在いたしておるのであります。現在入つておる量は二百八十万トン内外と考えております。その他四十万トンがこれは買ひ入れ得る見込みというところになつております。それから米のトン当りの価格は、最低百二十ドル、最高百五十ドル程度になつております。麦のことはちよつと覚えておりません。それから消費者価格に対するパーセンテージについては、ちよつと私書類を持つておりませんのでわかりませんが、あとでお知らせいたします。

○川島委員 今の大臣の説明によりますと、二十五年の当初における輸入計画量は三百五十万トンであつたのが、途中において三百二十万トンに変更されたというのですが、その事情はどの辺にあるのですか。

○廣川國務大臣 これはおもに南方諸地域、ポンド地域の事情によるのであります。ポンドの手持、その他ポンドの変化とか、いろいろな関係からいたして、買入れができなくなつたような点があるようであります。

○川島委員 元來この当初計画量の三百五十万トンなければ、日本国民の生活計画が成立たぬ、こういう根拠をもつてこの計画量というものが生み出されたものと思ひます。それにもかかわらず途中において、ポンド関係の事情から三百二十万トン程度しか輸入ができ得ないという現実的な事情になつた。そこで三十万トンの開きがここに

出て来るのであります。その三十万トンという少からぬ開きができて参りまして、国民の食糧生活には影響がないという見通しになつておるか。その点をも一つお答え願ひたい。

○廣川國務大臣 当初予算は三百五十

万トンでなく、三百四十万トンです。その實際の買入れ見通しが三百二十万トンというその差額について、そういうものがあつても国民生活に影響を與えないかというのですが、政府の手持が相当ありますので、それによつて補つて、しかも昨年度よりもふえておりますので、影響はないと考えております。

○川島委員 それでは先ほどの消費者価格との差について、いづれ書面でもよろしいですからお示し願ひたいと思ひます。

ついでにお尋ねしておきますが、今度大蔵大臣の説明によりますと、酒税の税率が引下げられて行くのであります。それはまことにけつこうだと思ひては相當の額を以前通り見積つて行くのであります。しかし、必然的に増石といふことになるわけですが、その増石については、新聞紙上の伝へるところによりますと、米をこれ以上つづすものでないという條件ならば農林省は賛成だ。しかしこれ以上米をつづすことによつての増石計画ならば、農林省は必ずしもそれに賛成できない、こういうつたようなことが新聞紙上に過般報道されたように私は記憶いたしておるのではありませんが、大蔵省としては、あくまでも増石計画で臨むのではないかと私は思つております。その場合において、農林省としては、その大蔵省の増石計画に即応するような方法というものが、具体的に立つておるかどうかが、それともそうではなくて、米を出さぬで、大蔵省は大蔵省なりの操作でやるといふ計画になつておるかどううか。これは國務大臣としてでも、ひ

とつお答えを願ひたいと思ひます。

○廣川國務大臣 農林省の現在の情勢から行きまして、米をつづして増石するといふことについては、私は賛成しかねておるのであります。ただここに地方自治体の権限になつておりまするくず米であります。このくず米を非常に高度に利用いたしますと、現在合成品が非常にたくさんできておりますが、これにくず米を加配いたしますと、非常に優良な酒ができて得るようになつておりますので、私は大蔵大臣には端的にこのくず米の使用を勧奨いたしておるようなわけでありまして、全國の合成酒の協会からの話によりまして、大体六万石ないし十萬石をこの方面に向けてもらつと、非常に優良な酒が市場に出せるという話を聞いておる次第であります。ただそのほか、五等米等を買ひ入れるようになると思ひます。これについては高度の利用等はまた別に私は考えたいと思つております。

○川島委員 そのくず米というのは、一年間どのくらい出て来るものでありますか。そういう統計等を御承知でありましたらお伺ひしたい。

○廣川國務大臣 農林省にはあると思ひますが、実は記憶にありません。

○竹村委員 先ほどの川島委員の質問に對しまして、本年度の輸入食糧は大体三百二十万トンという予定であつて、現在までには二百八十万トン入つた、残り四十万トンを今後入れる方針であると言われましたが、昨日通産大臣は本会議におきまして、一月から十月までに輸入したものは二百二十三万トンである、そうして十二月までにあつて三十万トン入れる予定である、こ

うことを本会議においてはつきり言明しておるのであります。農林大臣との数字において非常に食い違つておるのであります。どつちがほんとうでありますか。

○廣川國務大臣 船積みをして途中にあつたり、あるいはまた内地に實際着いたり、積み込んだり、そういういたやうなことで多少違つておるかもしれませんが、大体その程度であると私は思つております。

○竹村委員 それは大体の数字じやないのです。通産大臣は二百二十三万トン十月末までに三十万トン入る、合計二百五十三万トンが本年度の輸入食糧だ、こ

ういうふうにはつきり本会議で言つておる。これは結局農林大臣の説明を聞いておられますと、三百二十万トンの予定だけ入るようになるのであります。トンの数の差がちよつとやそこの問題ではないわけでありまして、七十万トンから入るから入らぬかといふことは、日本の食糧需給の問題から大きな問題と思ひますので、その点をはつきり伺ひたい。

○廣川國務大臣 その正確な数字がもし間違つては困りますから、これは事務の方から正確な数字を出しますが、大体私の承知いたしておるの、先ほど私が申し上げたやうな数字を事務の方から聞いて承知いたしておるのであります。もし正確な数字が必要でありますならば、事務の方から正確な数字を出すようにいたします。

○川島委員 私の質問は、大臣に對しては少々むづか

きたい、こういう意味合いにおきまして質問をいたしてみたいと思ひます。

わが国の現在の食糧事情から食糧を輸入することはまことに適切だと考へるわけでありまして、しかし食糧が不足であるからと申しまして、いかなる品物を輸入してもよいとは申されないのであります。現在外国から輸入して参ります食糧のうちには非常な粗悪品がございまして、いろ／＼と物議の種に相なつておるようでありまして、こゝに中毒を起しまして、ある度の死亡者も出たような実情でございまして、そこでこの輸入食糧は、大体こういう品々を輸入してもらいたい、こういう日本政府から外国へ注文するのであるか。あるいはまた外国からこういう品をとれ、こういつて日本に輸入して来るのであるか。この点をまずお尋ねしてみたいと思ひます。

○廣川國務大臣 これは正確なことはわかりませんが、安孫子君が今来ますから聞いてください。

○川野委員 それでは小さい問題に対する質問は後日に譲りますが、どうか輸入食糧に対しては、日本国民の嗜好に適したものを輸入してもらいたい。この点はひとつ大臣からよくあなたの下僚に對しまして命じておいていただきたい。こういうことを希望いたします。この点に對する私の質問を終ります。

○廣川國務大臣 承知いたしました。

○夏堀委員長 国民金融公庫の質問をお願いします。小山委員。

○小山委員 国民金融公庫のことで二、三点お伺ひしてみたいと思ひます。先ほど奥村委員に對する説明で大

体わかつたような点もあるのでありますけれども、二、三足りないところをお伺ひいたします。第一は、来年度の国民金融公庫の増資金額は幾らと御予定されておられますか、それを一つ伺つておきます。

○飯田説明員 昭和二十六年度の国民金融公庫の増資でございまして、本年度の十億の補正を實現しますと四十億になります。それに対してさらに二十億円の一般会計からの出資を考へております。

○小山委員 そういたしますと、今度の十億の増資は、この説明によりますと、おそろくこれは十月からの資金であらう。八月までには十月からの資金でおられますから、九月以降の資金であるかと考へます。そうすると、大体来年の三月までの一箇月当りの資金の分量は、平均しまして二億円内外になるはずであります。そのほかに一億二千万円の貸出し回収金があるものであります。合せて三億幾らになる、ところが来年度は二十億といたしますと、これを十二箇月で割ればせい／＼一億五、六千万円にしかならない。こういう勘定にならうかと思ひます。今年度は二億内外の貸出しをして、それに回収金の一億二千万円、来年度になつて来るとその資金が減つて来る、こういうふうな計算になりはしないかと考へます。その辺のところを明確にお答え願ひたい。

○飯田説明員 公庫の資金がだん／＼増すにつれて、貸付額がふえて参ります。従ひましてその回収は月を追つてふえて来ておるわけでありまして、簡単に御説明申し上げますと、たとえ

ばことしの初めの一月ごろの一箇月当りの回収金額は、四千八百万円程度でありました。それから月を追うて毎月増加しておりますが、十月における回収の実績は、一億六千万円程度になつております。今後貸付が増すに従ひまして、この関係は増加して参り、二十六年度内における回収の見込みは、大体三十億から三十五億程度を予想されるわけでありまして、これはただちにその月の新規の貸付にまわり得るわけでありまして、さらにそこへ持つて来まして、二十億の出資があるといひますと、回収と合せてそこに五十五億の新規貸付余力が生ずるわけでありまして、それから先ほど局長から申し上げましたように、さらに預金部資金の運用等も考へられるとすれば、大体年間六十億ないしは七十億程度の新規資金源が生ずるわけでありまして、月平均にいたしますと、まず内輪に見ても五億程度の必要はまかなえるもの、こういうふうな明年度の計画を持つております。

○小山委員 その月平均の五億ないし六億は間違ひありませんか。もう一べん明確に願ひます。

○飯田説明員 回収三十五億、それに二十億を加へまして五十五億というのは、はつきりつかみ得る数字であります。そのほかに、これは多少今後の折衝を要しますが、預金部資金の問題等を考慮すればそうなるのでありまして、五十五億といひまして、十二で割つて五億弱であります。それを五億と申し上げたのであります。一番最低の数字であります。

○小山委員 その数字は、お見込みでけつこうでございしますから、あとでお

出し願ひたい。

それからもう一つ伺つておきたいのは、この預金部資金を公庫の金に使おう、これは非常にけつこうな案なのであります。法律問題としては、どういふふうな法律の改正をし、どういふふうな方法でやろうという考へでありますか。

○飯田説明員 法律改正自体は、公庫側においては必要がないのであります。前々回の国会において改正された政府よりの借入金金の條項によりまして、予算が認められれば、預金部資金の導入ははかり得ることになつております。

○西村(直)委員 関連いたしますが、今の政府よりの借入金金の予算の關係で、大体預金部資金の運用ができるといふ先ほどの御説明はわかつたのであります。実は二十六年度の予算はまだ提示になつておらないわけでありまして、この二十億新しく一般会計から繰入れる問題、それから借入金金を予算化するといふ問題であります。これについて、はたして大蔵省において相当具体案が進んでおるか、この点をお伺ひしたい。

いま一つは、時間の關係から質問を重ねて申し上げますが、国民金融公庫が少くとも来年度において六十億前後の資金回転をやり、はたして国全体の資金需要からいつて、零細業者、中小企業者が非常に望んでおる国民金融公庫の資金が、この程度で潤沢であると大蔵省の方では考へになるか。あるいは金融公庫を所管される銀行局の方々とされては、實際はどの程度の資金をほんとうに望んでおられるか。その点をはつきりと御答弁願ひたいと思

います。

○飯田説明員 結局公庫の資金がどれくらいいるかの問題は、いろ／＼な方面から計數が出て来るわけでありまして、第一番目に、一番需要量を表わすものとしては、新規の申込み金額と存するわけでありまして、この申込み金額の趨勢によりまして、先ほど銀行局長が申し上げましたように、月平均現在十一億見込に上つておるといひますと、年間を通じまして、十一億が最低の数字といひますと、まず百五、六十億といふものは、申込みとしてあるのではなからうか。それに対して、四〇%の貸付の適格性のあるものといひますと、年間六十億見込といふものが、金があれば貸したいといふ計數が出て来るのではないかと存じております。従ひまして、先ほどお答え申し上げましたように、約五十億ないし六十億見込の資金手当ができるといふことになりまして、最低の所要量はまず果せる見込にはしないかといふふうな考へております。

○西村(直)委員 ただいまの大蔵当局のお考へですが、なぜ私ども国会側において強く要望するかと、おそろく所管官庁とされまして、金融公庫側としても、いつも支所、末端に至るまで資金難に苦んでおる。現にこの提案理由にも、九月以降の資金がなくなつてわざかに回収資金を回転しておるにすぎない。そこで十億ふやすといふが、これはわれ／＼の国会の声を反映して行くことによつて、大蔵省の回転資金が獲得せられるのではないか。そういうわけで、各議員から極力これをふやせといふことになつております。そこで六十億がはたして年間資金とし

て最低限であるかどうかということについては、十分の検討を加えていたかどうかと思ひます。先ほども御説明がありまして、私からも質問申し上げた点であります。来年度の予算が示されてないのです。はたして大蔵省はそれを希望されておられるのか。予算に組み込むまではつきり行つておられるのか。あるいは預金部資金の運用の問題についても確信をお持ちになつておられるのか。これは来年度の国民金融公庫の六十億前後の資金運転としては大事な問題であります。これはむしろ大臣あるいは次官、局長から御答弁願う方が順序だと思ひますけれども、御不在であるので、課長から確信を持つてお答えいただけるのか。単に見込みとか見通しであるのか。その点をつきりしていただきたいと思います。

○飯田説明員 その点は事務局として申し上げるのはいかがかと存じます。

○西村(直)委員 それでは別の機会に質問します。

○三宅(則)委員 ちよつと根本のことを私からも補足的に質問させていただきます。御承知のように国民金融公庫というのは、零細企業者に対して融資をする公庫であります。ところが先ほど御説明があつたと思ひますが、大体この前の国会において質問したときには、申込人の八〇％はこれを拒否する、わずかに二〇％しか申込みを受けることができなかったというお話でありましたが、現在もそういう形式でありまして、九〇％も拒否しておられる、いわゆる断つておられるかということ、資料

を出していただきまして、その資料に基づいて検討を加えたいと思つております。私の承るところによりますと、私どもの関係者の申込みに対しては、ほとんど拒否しておられる。内容の調査に對しましては、割合精密なる調査をしておりまして、実際に面におきましては、断るための形式的な調査である、こういうようなことを言つておりますが、その辺に對して理事の人の確固たる信念と、経過を説明していただきたいと思います。

○最上説明員 国民金融公庫の者ですが、ただいま御質問がありましたようになお感じをお持ちの方は、さぞ多いことだらうと思ひます。ここに示されております統計は、実は申込み金額のとり方が、現実に申込みとしては、私どもとして処理したものをとつておりますので、間違ひではございませんが、実情をまだ十分表わしてないかと思ひます。現実に申込みをして処理しますまでに、窓口でいろいろ御相談を伺ひまして、これはどうもむずかしい、むづかしいといつておやめになる方が相当ございます。これを入れますと非常に大きな数になるのでございます。ことに直接私どもの店でもやります。代理所で扱つておられる部分、こまかい統計まで出してこちらへ送つて来るというものはなかなかたいへんと思ひます。大体貸付額だけを記録しておられますので、これで見ますと、申し込みの者はほとんど全部貸してあるというふうにとれるのであります。最近非常に貸付は進んだやうでございまして、実際申し上げますと、やはり先ほどおつしやいましたように、申込みの八割はお貸しできないでお断りしてあり

ます。場合によつてそれ以上と言へるかもしれません。こういう状態でありまして、この点はまったく私どもとしてははなはだ苦しいのでございまして、現状やむを得ないでそういうふうな状態でありまして。

○三宅(則)委員 私はこの際政府当局もおいでになりますから、お伺ひしますが、中小企業信用保険法というものが、中小企業信用保険法というものが、国民公庫との関係はどういうふうになつておられますか。もし零細なる企業者が借りた場合におきまして損失を招いたときにおいては、こういうふうな中小企業信用保険法等によつて救済される意思を持つておられるか、おられないか、その辺をひとつ承りたいと思ひます。

○飯田説明員 中小企業信用保険基金の構想は、一般の金融機関、すなわち市中の銀行、無盡会社、信用組合等が中小企業に對する金融をやりました上にこゝろむる損失をカバーするという関係の制度でございまして、国民金融公庫は御承知のように政府機関になつております。現在の状況及び将来の計画に顧みまして、公庫に損失が生じない計画になつておりますが、かりに損失が生ずる場合にも、それは政府出資自体の問題になつて来るわけでありまして、すなわち損失があれば、政府みずから負う仕組になつております。従いまして現在考えられております保険基金制度というものは、公庫自体には及ぼす必要はない次第でございまして、むしろもつと直接に政府の責任になつておられる、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今の政府当局のお話

でわかりましたが、私は国民公庫の方にもう少しつづ込んでお伺ひしたいと思ひます。と申しますのは、私どもは常に中小企業の味方であり、また零細民に對しましては大いに同情をもちつて、この金融難の打開に貢献しなければならぬと思つております。理事の方々は政府に對しまして積極的に要求しておられるかどうか。また国民大衆、諸君の要望にこたへることにはなはだ不親切な態度が多い、こういう点を実は聞いておられる。私はむしろ貸す余裕がないものならば、二つも三つも調査に行く必要はない。ところが日当稼ぎのために職員が形式的に調査をして、つて、実は調査した結果はだめです、こういうふうな簡単なことをしておるといふことは、いかにも形式に流れて實際を重んぜざるどころの官僚である。私は感ずる。これをひとつ理事の方は解決するために、貸す見込みのないときには当然調査に行く必要はない。ところが自分の日当稼ぎというふうな意味合いにおいて調査されることは大いに迷惑である。この点についてどういふふうにとらえておられますか。もう少し掘り下げて研究してもらひたい。

○最上説明員 たいへん私どもとしては意外なお考えを持つておいでに申上げねばならぬことを痛感したのでございまして、ただいま申されまして、たよるな気持でお申込みを受けました調べるやつておられるわけでは、もちろんございせん。実はこのういふふうな資金が枯渇いたしました、一方お申込みが非常に多い。それをどういふふう

にやつていつたらいいか、われわれはいろ／＼と考えたのであります。窓口を締め切つて、ありませんからお貸しできませんというのがよいかと考えたのでございまして、なか／＼それでは押え切れないだろう。それに今後絶対に資金が入つて来ないというふうにはつきりしてはおきませんで、ただいまよりやく十億の増資というふうなことにあつては、少し前まではもつと明るい希望がございまして、予金部資金も相当貸していただけるんじゃないかというふうなことがありました。そういう状態のもとにおきましては、現在の申込みを一刻も早く御融通することができるよう、資金が出るまでの間にできるだけ調べをしていただく。相当時間がたちますと大分調べが古くなりますから、もう一度調べ直さなければならぬでしようけれども、その調べはごく簡単に済みますので、なるべく申込みされたのを全部にわたつて力の限りお調べしておこう、こういう趣旨で一々ちゃんとした調べをやつておつたのでございまして。ただ現在のところ最初の予想ほどの資金が来ないといふことで、お調べした中で相当難のあるのが出て来たのですが、結果がそうなのであります。初めから先ほどお話がありましたやうなつもりでやつておつたのでは、もちろんございせん。

○三宅(則)委員 私はもう一つさらに理事の方に御忠告なり御注意を促した点があります。と申しますのは、申し込み人から見ますと、お調べに二へんもおいでになつたから、必ず今度は貸してもらえらうという非常に強い希望を持つておられる。ところが一月たつても二月たつても、なしのつづて

で、一向に貸してくれないということになると、お互いに迷惑こそかれ、利益はない。こういう点はあなたは大蔵委員であるから、そういうことを注意していただきたいというように注意をされたことがある。私はむしろ国民大衆に對して同情ある見地より、銀行の一部と同じようなふうに考えます。もう少し零細企業者に親切にしよう、一ぺんなら一ぺんやつて、了解に苦しむような点があつたならば、これ以上貸されたいというようにことをはつきり言つて、これを借りたという人に対してはつきり指針を示すようにしてやることこそ、国民金融公庫の役人の仕事であると思う。ところが、ただ形式に流れるというところになりまして、今申しましたように、国民からたいへんきつられる。国民金融公庫だけは民衆に親しまれる公庫である、こういう線を強く出してもらいたいと思ひますが、これに對する明確なる御答弁を、総裁、副総裁と御相談の上やつてもらいたいと思ひます。

○最上説明員 総裁、副総裁とまた相談の上でなほはつきりしたことを申し上げたいと思ひますが、私が考えておりますことを申し上げても、今のようなことは実際ありはせぬかとすかな心配はあります。それは調査に行きました者が、その場でよしあしの判断を自分の腹の中ではある程度できると思ひますが、これをまかせてしまいますと、いろいろ弊害が起つて参ります。第一線でもつていろいろなばきをしてしまいますと、そこに個人的な弊害が起つて来ますので、大体調査の結果をすぐ申し上げないことに現在

はしております。掃りました上でまた相談をしまして、何段階かを經た上で、大勢の目を通して公平なところで意見をきめようということにしておりますので、出向いた者がそこで何らかの意思表示をして参らない。ただ何人も足を運びますと、これは見込みはありはせぬかと、調べをお受けになる方では当然お考えになるだろうと思ひます。この点は私どもではどうしたらいいか、何かいい方法がありましたら教えていただきたいと思ひますが、今のところどうもはつきりというふうな誤解をなくして、皆さんの御迷惑を少なくするいい方法というものは、ちよつと思ひつかないのをごさいます。

○三宅(則)委員 それではその調査をなさつたならば、なるべく早い時期に一週間ないし十日くらいのうちにイヌカノ一をきめてやること、借りる人に対する親切であると思ひ、二箇月もうちやつておいて、最後はだめだ。こんなばかなことはないので、もつと事務官僚を奮励することを約東願ひたい。

○竹村委員 私がちよつとお伺ひしたいのは、大体先ほどから聞いておりますと、年間六十億あるならば、大体貸付が満足に行く、こういうお話であつたのでありますけれども、私の考えを言うならば、これは大きな間違いである。これは大蔵省が金がないからこのくらいで——国民金融公庫というものがあつて、いわゆる零細な金を貸す道を開いておるのだという、單なる申訳にすぎないのであるかと私は思ひます。その事例をいたしまして、まず第一に現在申込みを受けておる先ほどの数字の中で、そのうち

の大体四割あるいは二割を貸し付けておる、こういうふうに言つておりますけれども、實際は支店あるいはその他信用組合に委託されておる数が、全国くまなく存在しておるかどうかが、これは存在していない。これは前々から報告されているのはつきりしてゐる。そういういたしますと、大体現在委託されたところと、限られたいわゆる出張所だけで受付けたところから割出したのが六十億なんぞ、これが全国民ひとしくこの制度を利用して、自分たちの金融を受けようとするのであるならば、全国至るところに支店とか出張所とか、そういうものを置かなくちゃならぬ。あるいは信用組合に委託されたところの五割が自分のところで責任を持つというので、信用組合に金を預けておる預金者にしか金を貸してない。これははつきりしてゐる。ただ組合員だけにしかやられていない。しかも出張所なんかのあるところにおきましては、二時間くらいで大体調査できる範囲、こういうふうに限定してゐる。だからもう少し——十里くらい離れたところから申込みに行きまして、てんで初めから受付けない。だから国民はこういう制度があるといふながら、實際においてはその制度を利用するという人間がごく小範囲に限られてゐる。その小範囲の申込みの中から、なお半分が当然貸し付けられるのであるけれども、資金がないので貸し付けられておらない。そういういたしますと、結局六十億でいいというふうなことは、これは事務当局がかつてに机の上で考え出した、政府の都合から割出した資金でありまして、決して国民全体を対象とした、

この制度を生かそうとするという考え方にはないのではありません。この点に關して理事の最上さんが来ておられますので、大体直接に貸付を取扱ふところの出張所なり支店というものを、全国至るところに設置するだけの構想を持つておられるのかどうか。これはとても考え及ばざることにして、そのまま放任しておるのかどうか。この点をひとつ伺ひたい。

○最上説明員 いかにも今おつしやる通りの実情があるのでして、私どもとしましては、できるだけ早く全国に支所を設けたい。それから代理所もなるべく大きな土地には、まんべんなく行きたるようになりたいと努めております。来年度も支所八箇所の増設を計画してござります。大蔵省の方へお願いしております。そういういたしますと、あと残るところ十五、六箇所でございまして、大体八箇所程度ずつ行きますと、もうあと二年かれば、十分に各方面に支所が行き渡るようになると思ひます。これはできれば本年中にも増設したいのであります。一つはむろん資金の関係もありますが、それから私どもといたしましては、そう急に各方面に必要な職員を養成して補充して行くことはできません。そういう関係上、今のうちに漸進的にやつております。代理所につきましても、いろいろ機関はございまして、どれもこれもみな私どもの方の希望をよく満たして、きちんとして管理をやつてくれるといふふうな自信もつきませんので、徐々に、大体一箇月一箇所、二箇所くらいずつ必要な方面にふやしてござります。早いおそいの違ひはござりますが、私もとしましては、できるだけ早く、

できるのであります、必ずしも直営の支所を持つておられなければならないという事もないかと考えております。

○竹村委員 その支所が、先ほどおなにはおられなかつたのですが、信用組合に委託されておる。その委託されておる分は大体組合員の預金しておる分には貸してはいない。調査の結果は大體組合員にしか貸さない。そういうことでは私田を期せぬと思うのであります、しかもそういうような点から割出した年間六十億円の必要量というものは、机の上で考えた、みな利用しないときに溢された額であつて、全部のものに円滑に貸し出すようになれば、六十億ではとても問題にならないじやないかと私は考えるわけなんです。しかもその点に關しまして、これ以上の方法について、政府は特にいろいろの点において、この六十億というものを来年度はもとよりとふやうな方法を考へておるかどうかが、その点をお伺いしたいのであります。

○舟山説明員 この中小金融の措置につきましても、公庫も一役大きな役割を演じておるわけですが、その他にもいろいろ施策を講じなければならぬので、金融は多に越したことはないとも言えるのであります。しかし公庫のねらいは階層をいたしましては、一応六十億程度を予定すればいいのではないかと考へておる次第でございます。現在では公庫のねらつておりますところよりも、もっと大きな金額を借りたいという業者が、ほかの金融機関で金が借りられなために、公庫に借りに来ているという例も現実にあるのであります。それを別途中小金融の保険制度とか、あるいは中小金融

に關する見返り資金の増額とか、そういう道が開けて参りますれば、公庫の本来のねらいどころといたしますところの、ごく小規模の生業資金を借りたい人のために働くことができるわけでございます、一応六十億程度でやつてみたいと考へております。

○有田委員 国民金融公庫の理事の方にお尋ねしたいのであります。今三宅委員からお話がありました、三宅委員のお話の中に、非常にいいお言葉があつたので、その点は幾分感づかれる点もありになるだろうと思ひますけれども、先般、私、商工中金を調べましたときに、貸付係の態度を横でじつと見ておつたのですが、まったく官僚的な態度で非常に憤慨した例があるのです。やつぱり理事とか総裁とか副総裁とかいうようになると雲の上の人で、下のことはなかくわからぬだらうと思ふのですが、下の調査に行かれる方、あるいは貸付係の方は、ひとつ十分親切丁寧なやつていただく。金額については共産党からも御希望があらまするが、自由党もできる限り、この多くなることを全員一致して努力をしておるわけでありまう。どうかその運営の上において、万端漏のないようにひとつお手配願ひたい。この点について御所見を承りたいと思ひます。

○最上説明員 ただいまのような御批評をたび／＼伺いますので、私どももそのたびに窓口その他一般に注意を喚起しております。言ひ訳めくことですが、よくこういふことを申しております。たとえば窓口で、そんなのはだめだと言つて、いつも断られるという

く調べてみますと、大体こういうふうな場合、借りられるでしようかと聞かれるときに、窓口では借りられますとは言えないのです。調べた上でですか、そこを調べた上でお答えできるといふことを、よく通じるように申し上げればよいのですが、大勢の方を処理しているときだものだから、とかく説明がぞんざいになりまして、はつきり貸せませんと言えないものですから、さあ、どうでしょう、というふうに言うのださうです。そうすると言われた方は、これはだめだ。窓口で、はねられたと思つて非常に憤慨される。こんな例もございまして、私どもの方の責任もそれは十分考へまして、注意いたしておりますが、一方窓口へおいでになる方の方でも、よく事情をお考へになりまして、もしほんとうに悪い点がございましてならば、十分笑きとめて、調べて行くようにしたいと思ひますので、何かそういう具体的な例がありましたら、どうぞ私どもの方へなりどこへなりお申出願ひたいと思ひます。

○有田委員 その指導をなさるのに、どういふ指導方針があるか。たとえば窓口における質疑応答のひな型ですね。こういうものををつくつて、たとえば借りに来た人からおそらくこういう言葉を言うだらう。そういう言葉に対して、どういふ言葉を使うというふうな、国民金融公庫読本というふうなものをおつくり願つて、そうして指導していただくようにすれば、こういう例があつたら言つて来いというのでは、理事や副総裁、総裁なんかは必要ないので。理事や総裁、副総裁がいるということとは、そういうものを指導せられる

ためにおられるわけですから、そういうひな型をおつくりになつて、そうして窓口でこういうような質問をされる、それに対して、こういう質問が出たらこういうふうな言ひとか、あるいは貸付係に対して、向うの人数が非常に多くなるから、言葉がどうしてもございになるというところになるので、ひとつこの点十分御注意願つて、そういうひな型ができたなら、本委員会へ来て、こういうひな型ができてこういうふうな指導しておるといふ御説明を、ひとつお願いしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 幸いに銀行局長が見えましてから、もう一点だけ追加して質問いたします。事務当局から説明もあり、また理事者からも答弁があつたわけでありまうが、私どももいたしましては、銀行局長がこれを監督しておられる。であります、實際を考へてみますと、国民金融公庫の本部は上野にあり、営業所は新川にあるのであります、もちろん距離は離れておりますが、常に監督しておられるわけでございます。しかし私の一番心配いたしますのは、先ほど理事者にもお話ししたわけでございますが、申し込んでから二箇月も三箇月もたつてから、初めてイエスかノーかわかるというふうであつて、皆様方が了解するには気の毒であると思ひます。であります、それから、銀行局長といたしまして、これを監督する以上は、申込みを受けてから少くとも一箇月以内に調査をして、イエスかノーかをきめてやらないと、借りる方の方は迷惑する。ですから局長といたしましては、そのくらい勇猛果敢に監督する勇氣と努力を持つておられるかどうか。この場合本委員

会において答弁を賜りたい。

○舟山説明員 貸付の当否はできるだけ早く決定いたさなければならぬのであります、公庫の職員の数に比べて、申込み件数というものは非常に大きなもので、一人の分担量が相当の重荷になつてゐることは事実でございます。次から次に申込みがあるわけでございますが、できるだけ早く処理することについては、監督官庁といたしまして十分注意して参りたいと思ひます。

○川島委員 銀行局長にこの際、金融公庫と直接関係はないのですが、庶民金融の上において重要なことと思ひますので、見解を承つておきたい。いろいろの事情で国民の生活が逼迫し、わけでも中小企業の金融が困難をきわめておる。そういうことからいたしまして、最近金融公庫の資金融通の申込みが殺到することはもちろんであります、ここにすがつて、なおかつたやれないもの、この数が漸次非常に多くなる。そのほみ出された金融難に困難を續けております中小企業の者もしくは一般庶民の人たちが、全国所在の公益質庫あるいは一般の私設質庫、それらにしが寄つて、こどもまたたいへんな殺到ぶりだ、こういう形になつておるのが一般庶民金融界から見た姿であります。まことに政府の施策の失敗とはいひながら、寒心にたえない現象であります。

そこでまず第一点にお伺ひしたいのは、公益質庫に対する政府の、もう少し積極的な施策というものがあつてしかなるべきではないか。局長御承知の通り、今日公益質庫も需要者は殺到しておる。しかしながら資金は少い。こ

い形で公益質庫もあるところでは開店休業の形でおるといふところが、少くはないという実情であります。そのために受ける庶民、零細な業者の金融的な不便、困難がいよ／＼深刻を加えて来ている、こういう形になつておる。従来も政府はこれら公益質庫に對して、若干の援助的な施策はないわけではありせんけれども、今日のやうな段階におきましては、少くとももう一段と政府がこれら公益質庫に對する積極的な考え方をもち、そしてこの公益質庫に集まります一般零細業者、並びに零細な国民の生活及び生業の更生のために、復活のために、維持のために、積極的な考えをにかけてやるといふことが、きわめて必要なことではないか、こういうふうにかゝるのではありませんが、金融公庫の問題と、あわせてこの機会に公益質庫に對する政府の何らかの積極的な考え方がありかといふことを、まず第一点にお尋ねをしたい。

○舟山説明員 この公益質庫が簡易な中小企業の金融をねらうという建前でございまして、戦前には公益質庫制度がございまして、府県が中心となつてこれを保護育成する。そして中央からは大きな支柱として、預金部資金等を府県經由で流しておつたのであります。戦後預金部資金の運用が極度に制限せられまして、これらに流れて行かない。そこで公益質庫制度はそのまま残るべきでございまして、資金がないために活動できないというのが実情でございまして、この点は、こういうものがもう少し発達したならばよいのであるといふことについては、御同意

でございますが、資金減のためにこの制度がありながら活動しておらぬといふことは、ある意味におきまして遺憾なことと考へております。公益質庫以外の質屋につきましても、自己資金といふものが戦後なくなつてしまつた。そこで質屋としては、やむなく市中銀行から金でも借りて営業するはしかたがないのであります。金詰まりの影響を受けて銀行から金を借りることが、これまで非常に困難であるといふ実情でございまして、要するに資金が足りないといふ面が、その辺にしろ寄せになつておるわけでありまして、公益質庫制度につきましても、その監督が主として地方庁にあるという関係もございまして、研究調査が行き届いておりませんけれども、今後この方面の育成につきましても、ひとつ検討してみたいと考へております。

○川島委員 あわせてお伺いしておきますが、ただいま申し上げました公益質庫以外の私設の質屋、この質屋などにも、私も知合ひの者がおりますので、たまに意見を聞いてみるのですが、この質屋に入つて参ります客筋の中で、勤労者がもちろん圧倒的に多いのであります。最近の金詰まりから、零細業者が目立つて多くなつて来た。これは金融公庫も当てにならぬし、いんや銀行等ではすぐ簡単に間に合はぬといふことで、質屋などにかへ込んで来る零細な業者が目立つておつて、いかに金融難が深刻を加へておるかといふことが、この一点でわかるわけでありまして、そこで今日の質屋営業者の営業ぶりを見ておきますと、担保物件を持ちながらなおかつ一箇月一割ないし一割以上の利息という形になつておる。しかも公定の利息だけでも一箇月に一割、この利率というものは、私は今日の経済事情から見まして、必ずしも妥当ではないと思ふ。担保をとりながら、しかも一箇月一割、月一というよりは言葉さえ最近はおつた。しかも質屋は担保をとつておる。その上に一割、中にはやみ金融で、質屋の裏口営業があつて、月に一割五分、二割くらい、はなはだしいのは十日間に一割といふやうなものもあるわけでありまして、そういうことが行われたいふ事は、金融の逼迫といふことがまず第一の條件であります。第二には、質屋に與えておられますところの公定利息というものが妥当でない。比較的に高い。むしろ非常に高いといふところにも原因があるのではないか。そこで私は、この公益質庫はもろんであります。一般の質屋営業者に對しても、何らかの政府がひとつ考へ直してみることがあるのではないかと。たとへば利率の引下げの問題、その利率を引下げるかわりに、質屋業者に對する一つの公益性といふものを加へて行く建前にして、そして利率の引下げをやらせながら、他面においては税金の關係において若干の特典を與えてやるとか、あるいはまた質屋全体の企業協同組合といふものの結成を助成して、この組合を通じて政府が市中金融機關からのその組合への金融問題を片側から助成する、便宜を與えるといふやうな形なども、一つの方法ではないか。そういうことにはいたしまして、生活の困難を加へておられます一般大衆生活の台所に対するところの支柱とし、また一面には、銀行にも金融公庫にも簡単にかけつけられないところの困難な零

細業者の金融の面においても、積極的な、円滑な油を注いでやるというやうな事柄も考へられないかと私は思つておるのですが、そういうことについて、政府はこれの際、最も深刻を極めておりますところの庶民の金融難の段階において、何らかの特別な手を打つ必要が絶対にある、こういうふうにかゝるのなかから、これに對する局長の何か積極的な熱意のある考え方があれば、それをお聞かせ願ひたい。そしてそれを何かの形で急速に実現する方法はないかといふふうに私は思ふのですが、局長のお考えはどんなものでしょうか。

○舟山説明員 質屋営業は、お話にもございまして、戦前は内務省系統の営業の取締りという面で、質屋取締法というものでございまして、質屋取最高限をきめ得るというやうな規定になつておつたのでございまして、現在御指摘の通り、大体月一割というものが各府県の例かと記憶いたしております。それが戦後地方庁におきましては、それらの経済行為の取締りまでなか／＼手が行き届きませんでしたために、相当高利を要求するやうなものもあるかと思ひます。それから資金面につきまして、質屋が金を貸す場合に、昔は何かと相当の資産家が自己資金で営業をやつておつたのが、戦後封鎖その他で自己資金もなくなつてしまつた。そこで比較的高い金を借りて来て、またこれを營業用の資金に使うといつたやうな実情から、金利もおのずから高くなつておつたといふやうな面があると思ふのであります。この問題は、質屋による金融といふものは、庶民金融上ある意味においては非常に適切であり、また必要なものであると思ひます。この問題がやや置き去りにされておつたやうな感があることは、まことに遺憾なことでありまして、今後の問題として取上げて研究してみたい、こう考へます。

○宮澤委員 もはや質問は各委員のお尋ねで盡されておると思ひますし、時間もありませんから、これは省略いたします。ただ御質問の中、また政府当局及び公庫からの理事者の御答弁等を伺つておきますと、どうも国民大衆の氣持が、金融公庫本来の使命以外の金融に對して、大きな期待を持つておるやうに思われます。と申しますのは、金融公庫以外の、いわゆる生活再建のための生業資金と申します。これ以外に一般金融といふものが、中小企業によらず、あるいは零細企業家の資金によらず、まだ十分供給されておらないといふことを逆に物語るであらうと思ひます。金融公庫そのものの資金の増加とか、あるいはその運用方法の拡大とかを考へる前に、もつと一般の金融の方に力を入れるべきである、こゝういふことが質疑の間に感ぜられたわけでありまして、と同時に、われ／＼は決して政府当局に意見を、あるいは公庫の御努力にいたすらに謝辭を贈るものではないと申しますが、庶民金融、恩給金庫を解体いたしましたし成立いたしました国民金融公庫といたしましては、この産業經濟變換の時代において現わしました実績といふものは、いささかわれ／＼が幸ひだつた、こゝ考へる程度の成果をあげておるものと信じております。

そこで最後にひとつ資料として御提示をいたしたいのは、現在三十億の

資金といたしまして、一体資金コスト

がどういふふう構成されておるか。もし時間がかかるなら、あつ、あつと短い時間ではお願ひいたしません、きわめて厳密な意味におきまする資金コスト表を頂戴いたしたい。これに對して十五億の資金が増加した場合に、その資金コストはいかに変化するか。さらには来年度の予定されておりますような資金が導入された場合には、どういふ資金コストに変化するか。このいふことをぜひ明細に知りた

いのでありまして、お手数であります。質問は省略し、この資料をお願いいたしまして終りといたしたいと思ひます。

○夏堀委員長 では休憩いたします。午後二時より会議を開きます。

午後二時二十五分休憩

午後二時三十一分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

まず連合審査會開會の件についてお諮りいたします。本日審査に入りまして食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につきましては、先刻農林委員會より連合審査會を開いてほしいとの旨申入れがありました。これについては農林委員會と連合審査會を開くことに御異議ありませんか。

○夏堀委員長 御異議はないようでありますから、さうに決定いたします。なお連合審査會開會の日時につきましては、委員長に御一任願ひいたし存じます。それからこれは先ほどの理事會では、二十九日午前十時に開會の申合せをいたしましたので、御報告を

申し上げます。

○夏堀委員長 次に今回の税制改正案について、まだ議案は提出されておられません、この際主税局長の説明を聴取しておきたいと存じます。

○平田政府委員 法律案は目下總司令部に提出いたしまして、本月中に國會に提案の運びになるように努力いたしておるのでございますが、本日は要綱に基きまして、概要を御参考までに御説明申し上げたいと存する次第であります。

税制改正につきましては、所得税の軽減に最大の重点を置いておるのでございます。所得税につきましては、本年度の改正で従来に比較しますと、相当な改善をせられたのでございます。なお控除、税率等は、実情に即しないものがございまして、今回さらに基礎控除、扶養控除を引上げ、税率を若干上にならせます。全体として相当な軽減をはかる考えであります。

そうしまして、所得税の普通の改正は、二十六年度の予算とともに、本國會に提案するのが妥当と考えられましたので、臨時國會に提案いたします。所得税法臨時特例法といたしまして、この一月から三月までの給與に對しまして、とりあえず勤勞所得の源泉課税について、軽減をはかることにいたしておるのでございます。すなわち基礎控除を現在年二万五千元を三万円、扶養控除を一万二千元を一万五千元、税率につきましては、現在累進税率が下の方から小幅に刻むにございまして、少し大幅に刻むにいたしまして、現在の階級刻みのうち、八万円を越える金額と、十二万円を越える金額と

の階級区分を廃止いたしました。しこ

ういたしましてその反面、三十万円を越える金額と、百万円を越える金額との二つの階級を設けまして、それと適用税率を各上位所得にすらすことにいたしましたのでございます。しこ

ういたしましてその反面、三十万円を越える金額と、百万円を越える金額との二つの階級を設けまして、それと適用税率を各上位所得にすらすことにいたしましたのでございます。しこ

ういたしましてその反面、三十万円を越える金額と、百万円を越える金額との二つの階級を設けまして、それと適用税率を各上位所得にすらすことにいたしましたのでございます。しこ

次はこの所得税につきましては、こ

れは減税と関係ございせんが、確定申告の期限を一箇月延長いたしました。二月にすることにいたしてござい

ます。これは一方におきましては、できる限り納税者の便宜をはかりまして、申告の成績をよくする。他方におきましては政府の調査期間を長くいたしまして、的確なる更正決定を行う、こ

う趣旨を加味して、一箇月延長することにいたしましたのでございます。それから酒税につきましては、従来非常に酒の税率が高過ぎ、価格も高いという非難は、これは輿論だと考えて

いたのであります。そういうことが災いいたしまして、最近非常に酒の売れ行きが不振になりました。酒造界が混乱を來しておりましたことは、御承知の通りでございます。今回酒類につ

きましては、自由販売酒の価格を相当大幅に引下げることにいたしましたのでございます。税率におきましては、總平均いたしまして約二割八分の減になり

ます。しこ

ういたしましてその反面、三十万円を越える金額と、百万円を越える金額との二つの階級を設けまして、それと適用税率を各上位所得にすらすことにいたしましたのでございます。しこ

ういたしましてその反面、三十万円を越える金額と、百万円を越える金額との二つの階級を設けまして、それと適用税率を各上位所得にすらすことにいたしましたのでございます。しこ

七十になつておりますのを、百分の十

から百分の五十に改めることにいたしました。その中でさらに若干のものにつ

きましては、百分の五の税率を設けて、例外的に課税することにいたして

おります。それから生活必需品と認められるようなものにつきましては、課税をでき得る限りやめる。それから事務用品につきましては同様でござい

ます。この課税廃止は課税品目表から削除すること、それからいま一つは課税最低限を引上げることいたしました。実現をはかることにいたしておる

次第でございまして、物品税の内容につきましては、あるいは御要求がござい

ますれば、あとで詳しく説明申し上げます。大体そのようなことでございます。

なお揮発油税につきましては、従価百分の百という税率は高きに失します。最近揮発油の代用燃料であります木炭、まき等の値段が、現在の揮発油の税率を定めたときに比べますと、値下りを來しております等の關係を考慮いたしまして、従価六割五分程度の税率になることを目途といたしまして、従量税に改めることにいたしましたのでございます。

それから砂糖消費税につきましては、最近の状況に顧みまして、税率を相当大幅に引下げることにいたしてお

ります。すなわち黒糖につきましては、現在千八百円の税率でござい

ますが、これを四百四程度に引下げる。分蜜糖、これは普通の砂糖でござい

ますが、これにつきましては現在二千円になつております税率を千円程度に引下

げる。その他それ、水糖、糖蜜等につきましては、これらと均衡を得るよ

うにいたします。

うに税率の引下げを行う考えでござい
ます。これも一月一日から実行の予定
でございますが、現在輸入砂糖には租
税撤廃法で臨時に免税をいたしてあり
ますが、税率を引下げましたこの機会
におきまして、輸入砂糖にも来年の四
月から課税する見込みでございます。
この関係の法律案は次の通常国会に提
案する見込みでございます。

以上は改正案の内容のほんの概略の
説明でございますが、御要望に応じま
してさらに御説明申し上げてもさしつ
かえないかと思ひます。

○夏堀委員長 質疑を許します。三宅
君。

○三宅(剛)委員 今度の税法改正につ
きましては、たいへんに政府の努力で
あると思つております。またわれわれ
もこれに対して大いに賛成しなければ
ならぬと思ひますが、今までの一番が
んでありますのは、三十万ないし四十
万円の所轄者に対しては、税額が
割合に高かつたというのがござい
ましたが、今回これによつて多少下げ
られたのであります。(酒の質問だけ
だと呼ぶ者あり)それでは一言だけ申
し上げておきます。三十万ないし四十
万円の所轄者という中小企業者もしく
は中産階級の一層の欠点でありました
が、それがこれによつて除かれたもの
であると信ずるのであります。政府
のこれらに對します安くなりました金
額等がわかりましたならば、一応これ
を御説明願ひたい。同時にもう一つ、
今度は二十六年の一月一日から物品税
が軽減になりましたが、二十六年四月
一日からもこれを考慮する用意がある
かどうか、お伺ひいたします。

○平田政府委員 所得税につきまして

は、後ほど資料をそろえて、適當
な機会に御説明申し上げたいと思ひま
す。物品税につきましては、一月一日
に実行したものを、来年度も引続
き実行する予定でございます。四月一
日からの改正見込みは、一部のものに
ついて追加することを研究いたしてお
りますが、さらに一般的な軽減をはか
ることは考えていない次第でございま
す。

○川島委員 了解事項によりまして、
酒税だけに對して質問いたします。

酒税の改正は、われわれもいたしま
しても、必ずしも異議のあるものでは
ありません。そこでちよつとお尋ねを
しておきたいのでありますが、この酒
税の税率を改正いたしますと、酒の
増産の増減は必ずしも十億程度にな
つておられます。従つておそろく酒類の
増産が相当量予定されているのではな
いかと私は思ひますが、本年
度の当初の酒の造り予定並に今年度
増産いたします場合、どの程度の増
産になるか。それがわかつておられま
したら、清酒、合成酒、しよちゆう類
と概略でよろしいのですが、それをお
示し願ひたい。それからまた、ことに
その中で、清酒の増産を行います場
合に、この清酒原料につきまして、農
林省との打合せはどの程度についてお
られるか。その点をひとつあわせてお聞
かせを願ひたい。

○平田政府委員 最初に数字を申し上げ
ますが、本年度の当初予算で見込み
ました酒類の本年度中の供給総石数は
二百八十九万四千石でございます。内
訳を申しますと、自由販賣酒が二百三
十九万四千石、配給酒が五十万石、合

計いたしました二百八十九万四千石予
定いたしました。それに現行税率を適
用しまして、現在の予算の千三十億三
百万円の数字を算定いたしましたのでござ
います。ところでその後、実は当初予
算を組みました以後におきまして、米
につきましては原料の割増増加があつ
たのでございます。すなわち当初は米
が四十三万石でありましたのが、五十
万石に増加になったのでございます。
それから麦につきましては、二十四万
余石のものが、三十万石に原料の割増
があつたのでございます。しかしそれ
ぞれの原料はすでに使つておりまし
て、実は酒はできていたものでございま
す。ところが値段が高いたのでございま
す。と、売れ行きがなかなか伴わないとい
うので、御承知のような状態になつて
おります。このままで行きましても
もちろん当初予算よりも若干の増収に
なるところでございしますが、大した
増収にならないといふところであつた
のであります。この改正によりまして
その部分が、今年度としましては相
当増産ははけるといふことになるので
ございます。しよちゆう類の予算で見
込みましたのは、自由販賣酒を二百七
十六万八千石に見込んでおります。三
十七万石の増であります。それから配
給酒は五十七万一千石で七万一千石増
加いたしました。これは米の原料割増
等がございしたので、その相当部分
を、農村等の配給にまわすことに計画
がえをいたしましたことから来るのでござ
います。そうしますと、合せて三百三
十三万九千石の石数を見ております。
それに対してそれ／＼改正前改正
後の税率を適用して算定しまして、千
四十六億八千三百万円という数字を補

正予算に計上いたしておる次第でござ
います。それからなお原料につきまし
ては、この米の二十万石という数字
も、実は戦前に比べますと著しい減少
ぶりでありまして、戦前は三百五十万
石ないし四百万石程度を、酒に消費し
ていたのが実情であつたような事情も
ございしますので、私どもとしては食糧
事情の許す限り、増加方を要求いたし
ておるのであります。ただ予算とし
ましては、今のところ来年度の予算
も、一億五千万石をベースにしまして
計算をして計画を立てております。麦
につきましては同様に三十万石でござ
います。いまでは御承知の通り自由販賣
でありますので、売れ行きによりまして
それ／＼獲得できるのではないかと。こ
のように考えている次第であります。

○川島委員 この度さらに念を押して
おきますが、この販賣価格の引下げに
伴ひまして、酒類ごとに清酒あるいは
しよちゆうなどが、質的に引下がる
のではないかと一一般的不安を
持たれる向きがある。こういう点は
断然ないのかどうか、その点をひと
つ……。

○平田政府委員 御懸念の点は、最近
の酒類界の状況からいたしまして、よ
ほど改善されつつあると見ておりまし
て、相当競争が激甚になりまして結
果、各酒造家ともやはり自己の商品の
価値を上げるために、非常な必死の努
力を傾けておられるのでございます。私
どもこの勢いが値下げがありましても
持続するよう大いに激励いたしまし
て、お話しのような御心配がないよう
に、政府といたしましては指導に遺憾なき
を期したいと考えておるような次第で
あります。

○川島委員 もう一つお伺ひしておき
ます。これはこれに直接関係がありま
せんが、従来ともやましく論じられ
ておりました密造の問題です。酒類の
値段が非常に高いので、国民経済と折
合いませんために、密造がほとんど公
然と全国的に行われておる。この密造
の量といふものがきわめて少からざる
量になつておるよう、世間では考え
られております。ことに大蔵省の方で
わかつております最近までの検査さ
れました密造の件数、あるいは密造の
量、この密造の原料となります米な
どが、どのくらいその方面に使われ
たかといふようなことにつきまして、も
し資料がありましてならばこの機会に
示してもらいたいと思ひます。それ
でまたこの酒税の改正によつて、大蔵省
としては今後全国的に行われて参つた
密造を、どのくらい防げるかといつた
ような今後の見通し、及び密造に対
する取締り等に対して、どういう考え
を持つておるかといふことについて、
この際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 密造の状況につきま
しては、私も非常な注意をいたしま
して、極力これが減少、できれば絶滅
を期すべく努力いたしておるのでござ
います。何しろ今までは非常に値段
が高いために、思うようにならなかつ
たのであります。この機会に全力をあ
げまして取締りを強化いたしまして、少
くするよう努力いたしたいと考えて
おるのでございます。密造の状況は幾
らあるかといふようなことを見込みま
すのは、なかなかむずかしいところで
ございしますが、ここで一応の研究とい
たしましてお聞き願ひたいのでありま
す。それによりまして、大体酒類が百

○平田政府委員 理想を申しますと、形になつたか、その事情を伺いたい。

金百二十四圓 三十九圓四十六錢
原価である。小売業者の利益金を引くと、実際は二十八圓くらいだとわれわれは聞かされておる。そんな安い原価の

の需要を必要といたしまする等の関係もございまして、今回としてはこの程度の税率がいいんじゃないか、かよきことを考へまして、まあの酒よりも引下

けでありますが、これは実は今物価を中心といたしまして、早急に検討いたしておるところでございます。いまして、要綱等に示したのはおお

えるか加えないかのところを、今郵便
庁で検討しておるのでございます。大
日今手元に資料がございませんので、
明日でも必要でございますれば持つて

来たいと思います。

○川島委員 そうすると、この要綱に出ている今の販売価格では、ことに清酒等は、引上げられた米によつてつくられる酒というものは合はぬという形になる。そうすると、この要綱にある販売価格よりも幾らか上るといふ懸念があることになるのですか。

○平田政府委員 新米を使つたものが出ますのは来年の四月ごろでありますから、今申しました原料の価格改訂による価格改訂の必要は、来年の四月からだろうと思つております。現在のところさしあたりその辺には手をつけないうちにしております。ただしようちゆうその他につきましては、すでに新しい原料でつくつてゐるものが若干出つてございまして、今申しましたような事情を若干検討しまして、あるいはごくわずかでございしますが、ほんの五円かそこらの端数くらい程度の差は、差がついて来るかもしれないというところを申し上げた次第でございします。

○川島委員 くだつて恐縮ですが、もう一点聞いておきます。そうすると、今度引上げられた米価によつて、来酒造年度における清酒、これは当然上るといふことに含んでおいてよろしいのですか。

○平田政府委員 さつき申しましたように、原料が増加できますれば、米が上りましてまたコストが下りまして、上らなくて済むかもしれません。そういう事情につきましては、米が上るといふことは原価を引上げる要素でございしますが、他に数量がふえますれば引下げる要素もございしますので、今の確に必ず上る、幾らく上るといふことはちよつと申し上げることをいた

しかねるのでありますが、来年三月ごろにははつきりするものと思つてございします。

○三宅(則)委員 二、三伺ひいたしたい。これは地方の酒造家が申したいとお伺ひするわけですが、値が下るだろうということになりまして、たとえば特級酒などが売れぬで困るといふわけで、格下げ申請をいたしてゐるというのを承つております。そういうことは事実上できぬことだと思ひますが、製造原価その他税収等をにらみ合せまして適当にやつておりますか。その辺ひとつ明細に承りたいと思ひます。

○平田政府委員 特級酒としましてつくりましたものがどうしても売れないう。日もちがでなくて蕨くなるおそれがある、こういう場合におきましては、例外としてもちろん格下げを認めております。しかしそういうものも、やはり売れさすれば業者の方々も特級酒で出したいのでございしますから、自然御心配になるようなことも多くはいたしません。しかし特級酒と認定をした場合は、常に特級酒でなくては売れぬというふうなことになりますと、これも実情として困りますので、今申し上げましたようなことを例外として認めております。

○三宅(則)委員 格下げをした場合に税金をもどすようなことになるのですか。それともどういふふうな……手続上のことですが、明細に承りたい。

○平田政府委員 格下げしますのは倉から出る前にするわけでありまして、従いまして税金も返すというとはいいたしません。

○三宅(則)委員 先ほど川島委員から

もお尋ねになつたのですが、私本年の夏北海道並びに東北地方をまわりましたら、秋田県、青森県等においては非常に密造が多くて、宴会等においては確かに清酒であるが、あとはみんな持寄り酒である。ことに立会ひの警官もそこにおつて、君のところは悪いからお話をしておいて、はなはだおかしい話であります。秋田の警察ではどうも検査がでないと言つておりますので、実態はどういふふうな実情になつておりますか、もう一べん承りたい。

○平田政府委員 先ほど川島委員から御注意がありましたように、できるだけ品質を上げるということに努力いたして、さつきも申しましたように、最近売れ行きが悪くなりましたので、業界も自然に勉強するようございします。私もどがやましく言うよりも、自然の勢いの方がよく見られて来るようでありまして、銘酒をよくすると品質を吟味するとかいふことで、一年くらいの間、傾向としてはよくなつて来つたやうでございします。今度の値下げ後もそういう情勢が続くように希望をいたしまして、勉強いたして参りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 たいへんに主税局長から同情あるような御答弁でございします。実態面から申しますと、いなかの方にはなか／＼密造がおそいですが、早く浸透せしめたいと思ひますので、本年の十二月一日からやうという親心もあるわけでありまして、今までのでできておつた密造酒の処分について困るわけではございします。何か解

決の方法があるでしょうか。密造酒を清酒に振りかえるというふうな便法でもあるのでございしますか、その辺も承りたい。

○平田政府委員 密造酒を清酒にかえると申ししても、できてある密造酒を検査でもして正規の酒にかえるわけではないのでありまして、正規の酒の値段が低くなり、また密造の取締りが厳重になれば、密造の酒を飲んでいた人が清酒を飲むようになるだろうと考えたおるわけでありまして、そうなれば密造酒のやみ利潤が縮小して、国庫に入つて来ることになりまして、非常にいい結果を生じますので、先ほどから値段を下げ、取締りを強化いたしまして、そのような効果を生むように努力をいたしたいと申し上げておるの

○三宅(則)委員 たいへんよくわかりました。まだ相当に密造酒を飲むくせがついておられますから、ある程度まで取締りを厳にする必要があると思ひますが、これに對し主税局長は何か対策を持つておられますか。

○平田政府委員 密造の取締りにつきましては、今までも非常に努力いたしておるものであります。何しろ値段が高くてとても密造酒にかなわなかつたかと思ひ、最近までの実情ではなかつたかと思ひます。しかしこゝまで下げますと、よほど密造酒の価格と近くなつて来ますので、取締りを強化いたしますれば、相当駆逐できるのではな

いか。また消費者としても差がこまで接近しますと、あぶない密造酒を飲むむよにも、確実なお酒を飲むという方向に自然に行くのではないか。そういう宣伝等もいたしまして目的を果すよ

うに努力をいたしたいと思ひます。

○有田(二)委員 主税局長さんの今の三宅君の意見に対する答弁は、考えが甘過ぎる。少くとも酒の税金については、密造の取締りを十分にやらなければ、今度の改正によつて一年間どの程度の税をお見込みになつておりますか、聞かせていただきたい。

○平田政府委員 先ほどちよつと申し上げましたが、当初予算で二百八十九万四千石予定しておりましたのを、四十三万石売れ行き増を見込みまして三百三十三万九千石を予定しております。それに対して、最近すでに庫出しをしたものにつきましては旧税法、今後の仕込みのものにつきましては、新税法を適用いたしまして算出した税金が千四百六十八万三千三百円でありました。

○有田(二)委員 この一千四百六億に對しまして、酒の密造の取締りに必要なものとしてとつておる予算は一体幾らですか。

○平田政府委員 この予算は今手元にこまかい数字を持つておりませんが、三千五百万円程度であつたと思ひます。しかし国税庁の予算の中におきましても、若干相互運用をはかり得る余裕の金もございしますので、そういうものにつきましては、必要に応じてだけ密造の方にまわしまして、取締りの効果を發揮するように考へておる次第であります。

○有田(二)委員 一十億以上の酒税に對して、わずか三千萬円の取締り予算というものは私は解せない。本年はい

たし方ないとしても、少くともそういう点を補正予算に組まれておるか。さ

ん方を特に依頼いたしております。地方銀行等に対しまして、大蔵省及び日銀の意のあるところを十分伝えまして、いよいよ酒造資金には業者が困らないようにしてもらいたいというところを、先般相談いたしまして流した次第でございます。今度税率も下りましたので、私は大体金融業者も安心しまして、この酒造資金を供給してもらえないではないか、このように期待し、かつ希望しておる次第でございます。

○宮腰委員 ただいまの融資あつせん形式ですが、これは全体としてまとめるのですか。各個別業者が日銀の融資斡旋部を通じて受けるものではないか。

○平田政府委員 先般日銀の支店長会議があつたのでありまして、その際によく伝えてもらつたのでございますが、各地方におきましては各地方でそれぞれ銀行に話す。銀行が銀行だけでは資金がまかない切れないときには、その地方の日銀の支店とよく話して善処していただくことにしております。

○竹村委員 酒税の引下げになりましたが、十二月一日からもしこの通りに実施される場合におきましては、大体小売店が持つておる手持のものについては、一体どういふふうに政府の方から下つた金額に対する補償をされるのか。

○平田政府委員 間接税を減税したり廃止した場合におきまして、業者の手持しておる商品について補償してくれたいという要望が、実に織物消費税についてもあつたのであります。これはなかなかかむずかしい問題でございます。物品税、織物消費税も原則として

ていたさないことにいたしておるのであります。従いまして結局業界におきまして仕入れをする際に、極力売れる限度で仕入れてもらうように配慮してもらつたのが、第一の対策だと考えております。

それともう一つは公定価格におきまして、改正法実施後若干の余裕期間を置きまして、その間は少し高い値段で売らざることを認めることにしております。これが今までの公定価格の普通の改正の仕方でございますが、五日または一週間程度は元の値段で売れるように措置しておるのであります。そういういたしまして極力損害を少くすることにしたしておりますが、どうにもならない場合におきましては製造元に、または指定販売業者の倉にもどし入れしますと、これは通常の場合でも同様ですが、税額を控除する税法の規定がございまして、それを適用しますとその関係で救済になる場合もございまして、業者の方で仕入れ調節をやつてもらうというところで、極力損害を少くしてもらつてもうございまして。

○竹村委員 そういたしますとそこには、問題が起ると思うのです。たとえばこういう事情に通じておるものが、某小売店にもし内通した場合に、その小売店は損失をこうむりませんが、しかし東京より遠く離れたところにおきましては、そういうことを伝え知らなかつた農村、いなか等の小売店は、非常に損失を受けるわけでありまして、しかし今言われたように、もし多くの仕入れがあつた場合においては、その製造元に一ぺん返すということになるならば、これは必ず減税されるわけ

であります。運賃だけで済むのでありますけれども、それはやはりもしそういうことで製造元に返すならば、それだけは減税するということをして、小売店に徹底する措置を講ぜられるかどうか。これだけお伺いいたしておきたい。

然——当然というよりもむしろいたし方なくやられておる。こういうような場合には、單に取締りだけを強化するのはなしに、ほんとうに根本的な対策は、やはり農村に対して必要な酒を配給酒として——今度は配給酒としては三百九十円ですが、これを米から考えて百円から百五十円ぐらいの程度で配給する。農村における必要なお酒は、そういう方面に特配をするというような制度を拡充されない限り、いたずらに密造取締りの費用を使つたところで効果がないと私は考えますので、今後配給酒の三百九十円というものをもう少しと引き下げて、少くとも百五、六十円に引下げて、そうして必要な酒を農村に配給する考えがあるかどうか。そうしなければ私は効果が上らないと思ひます。こういう点について一応御意見を承つておきたい。

○平田政府委員 その措置は講ずるつもりであります。

○竹村委員 もう一つ伺うというよりも、意見を申し上げておきたいのであります。先ほど有田委員から、密造酒の取締りについての予算を組んだらどうか、こういうような話があつたのであります。私の考えはこういう密造酒に対する取締りの予算を多く組むということには反対であります。それは根絶するものではない。少くとも今日密造酒の部類は、もちろん商品としてつくつておる場合と、自家消費の場合とがあるわけでありまして、おそらく少しでもこういう税率が下つて参りますならば、自家消費の分が多いのではないかと思ひます。その自家消費の多いといふのは、当然農村なんかにおきましては、米の五千五百円の原因からいたしまして、少くとも酒にいたしましては百円程度上がる。そういたしますと、今度せつかく税法を改正したと言われまされども、二級酒につきましては、四百六十円、これは米価やその他の農村事情から考えましても、四百六十円の酒でもまだ高い。従つてこういう場合には、これは自分の経済を破滅させないために、という酒も必要だといふ場合におけるところの自家消費としての農村における密造なんかは、たとえば東北地方においては当

○平田政府委員 農村の密造の対策を考へる一つの方法として、うんと安い酒を供給したらどうかというお話は、これは確かに一つのお話でありまして、私も供出完了後の米と引きかえに酒をつくりまして、これは少し税を安くして農家にもどすような案も、実は研究してみたいことがあるのでございまして、食糧事情等の関係もありまして、なかなかそういうわけに行きません。ただ、実行になつておりません。ただしかしながら先ほど申し上げましたように、せめて一般の配給酒でも増産になつた分は極力農村にまわそうといふので、今年も農家の方には当初の配給計画に比しまして、よほど多くの配給酒を配給いたしております。その値段がまだ高いのではないかとのお話もございしますが、しかし今の状況から申

しますと、配給酒は大体やはり農家も受取るような実情がございまして、もちろん欲を申せば、もつと低いに越したことはないのでございますが、なお完璧な理想を一ぺんに望むこともむずかしいのでありまして、今の段階といたしましては、この程度のことと妥協するよりはかなひのではないかと、いろいろに考へております。

○竹村委員 配給酒の配給が農村で受けられておる、こういうふうな言われまますが、これは全然実情とは合致しない。配給酒の辞退が繰出しておる。しかも実際に辞退が繰出しておるのを、一体どういふふうにして消化しておるかといふと、いろいろな形において受けられる者の名前を借りて違ふ方面に使われておる。これが一応実情なんです。従つてほんとうに農民はほしい。だが受けられないというこの実情を知つておられるならば、私は現在このすえ置かれるような、わずか五円四角の値下げよりも、少くともこれは百円も百五十円も値下げすべきが当然である、こういうふうな考へるものであります。これ以上申し上げても何ですが、そういうことを希望して私は質問を打ち切ります。

○川島委員 先ほど御質問をしばらくつた一、二点があるのでお尋ねしたいのです。酒類販売の免許を行つておるわけでありまして、この酒類販売業者の免許をする場合に、何か基準というものがあつたのですか。この際承りたいと思ひます。

○平田政府委員 販売業の免許につきましては、やはり一定の基準はございまして、全体の酒類の売上げ状況、需給状況から申しまして、ある程度の新規

免許の方針を原則として認めるか認めないか、そこに免許の基準がありま
す。と申しますのは、今までも業者が
多くて、必ずしも先れ行き状況から見
て各業者とも採算が成立たない、十分
な採算がでないといったふうな場合
におきましては、余りの増加を抑制す
る、そういう一つの基準があります
が、個別的に申しますと、資力が十
分であるかどうか、それから酒類販売
について従来経験があつたかどうか、
そういう点を審査いたしまして、それ
ぞれ免許、非免許についての決定をい
たしておる次第でございます、もちろ
ん御産業、小売業、それから地方によ
りまして若干の差は出て来るかと思
いますが、今申し上げましたような諸点
がその際に考慮される事項だと思いま
す。

○川島委員 たとえば、かつて酒類の
小売業者であつて、企業整備あるいは
さらにまた戦争に参加して、引揚げみ
たいな形で帰つて来ておる。こういう
たものに対する酒類販売の免許は、お
そらく私は無条件でもいいじゃないか
というふうな気がいたすのですが、そ
ういうものに対しては、大蔵省はどう
いう指示を現地の方に與えておいま
すか。

○平田政府委員 お話の通り従来酒類
の販売業を営んでおりまして、応召等
でやむを得ず廃止して、帰つて来たよ
うな人々に対しては、地方によつ
てよほど特殊の事情があれば別です
が、そういう事情がない限りである
け免許復活を認める方針であります。
ただその地方の業者が非常に多くて、
ふやすことが著しく不適当とするよ
うな場合におきましては、もちろんし

らく待つとかいうような方法は講じて
おりますが、従来の正規の業者であり
まして、やむを得ない事情でやめたよ
うな場合におきましては、免許につき
ましては比較的寛大な方針をとつてお
ります。

○川島委員 実は私の知る範囲ではそ
ういう事例があるのです。応召者で、
かつて酒業者であつて、しかも帰還さ
れてゐる。それがほかに適当な職業が
ありませんので、販売業を希望してい
る。しかしながらその住まつてゐる住
居のいろ／＼な関係で再三折衝いたし
ておりますが、なか／＼免許になら
ぬ、こういうた気の毒な人が実はあり
ますので、そういう場合にはいろ／＼
事情もあるでしょうが、せつ／＼かつ
ては業者であつて、しかも長い経験
を持つており、帰還されてゐるような場
合、ことにその帰還者が本人でない場
合、未亡人である場合もある、こうい
つた場合に、酒の販売は女でも実はで
きるのじゃないかと思ひますので、そ
ういふ場合にはできるだけ大蔵省が指
導いたしまして、無条件で、著しい弊
害、障害のない限りは、免許するとい
う方向に行くべきだと私は思ふので
すが、そういう御意思があるかどうか
を、この際お尋ねしておきたいと思
ひます。

○平田政府委員 今申した通りであり
まして、従来正規の酒類の販売業者で
あり、応召等ほんとうにやむを得ない
事情でやめたような業者につきまして
は、その地方の状況が著しく不適当と
するようないふ事情がない限りにおきま
しては、できるだけ免許するようにな
したいと考えております。

著しい障害とか支障とかいう問題は、
たとえば二百里程度の一つの町内にす
でに戦後新業者がゐる。その業者のい
る位置から十数軒離れてゐる。その十
数軒近いという理由だけで、かつての
業者が許されぬ。あるいはまたかつて
の業者の未亡人、しかも戦争におけ
る未亡人が許されておられない、こうい
う事例があるのです。そういう場合は
やはり今の局長の言われる著しい障害
といひますか、そういうことに入れら
れるものであるかどうかということに
なるのですが、いかがでございますし
うか。

○平田政府委員 具体的ケースにつき
ましては、さらに一層実情をお聞きし
ました上でないと、個別的にお答えし
にくいと思ひますが、二つ免許をいた
しまして、両方とも其倒れになるよ
うな心配がない、こういう事情を伺
いますれば、若干接近していても免許
いたしてさしつかえないのじゃないか
し、しかしいかにも狭い地域で、新しく免
許することは両方ともうまく行かない
といふことが、はつきりしているよう
な事情があります場合には、おきまして
は、やはり免許を差控へざるを得ぬの
じゃないかと思ひますが、その辺の事
情はよほど具体的な問題に相なりまし
るので、必要でございますれば個別的に
よくお聞きしまして、十分御趣旨に沿
うように処置いたしたいと思ひます。

○川島委員 そういう点は、いづれ具
体的なお話を伺々に申し上げたいと思
ひます。
最後にもう一点お尋ねしておきたい
のですが、この酒の販売について農協
あるいは生活協同組合、あるいは消費
者組合、こういう組合に酒類販売の免

許をするという方向に行つてもらいた
いと私は考えておるのであります。が、
政府はそういう組合などに対する酒類
の販売についてはどう考えておられる
か、これをひとつ……。

○平田政府委員 酒類の製造につきま
しては、協同組合等の形でございま
す。責任等の関係がございまして、な
るべく会社の形で作ることを勧めてお
りまして、組合自体に免許することは
原則として認めない方針でございま
す。ただ販売につきましては、従来も
免許しておる例もございまして、そ
の場合に応じて、やはりそれ／＼妥
なる判断をすることにしたらどうか。
そういうことであるがゆゑに、原則と
して販売の免許はしないということ
は、行き過ぎじゃないかと考えます
が、何か若干最近問題がございませ
う、これもその問題に際しまして、よ
く調べましてお答えいたしたいと存
じます。

○川島委員 私の質問は、実は刑事部
防犯課、法務府の検務局、会計検査
院、こういうところの列席の上お尋ね
申し上げたい、こう考えておつたわけ
であります。酒類値下げ法案の期日
が十二月一日、こういうことに相な
つておりますので、非常に法案の審議を
急いでおられると考へますので、簡
単にここでお尋ね申し上げまして、た
機を見てさらに御質問をいたしたい
と存するわけでありませう。

う勧告をいたしました今日、さらに現
今の財政の事情、あるいは食糧事情の
実情から勘案いたしますと、今回の
値下案なるものは、この時期におきま
しては、これ以上はたれがやりまして
も至難であるかと考へます。私はこの
値下案なるものが今回出ます案のよう
に相なりましたのも、大蔵当局の非常
な努力の結果であると考えまして、私
は大蔵当局に対しまして、実は深甚
の謝意を表しておるような次第であり
ます。そこで、実はさらに機を期して
値下げを断行していただきたい、こ
ういふ希望を持つておるのでございま
す。しかし今回の値下案なるものが実
施されたあかつきにおきまして
も、現在の酒類取締りの実情におき
ましては、一千四十億のこの財源の確
保は不可能である、こう考へますがゆ
ゑに、密造対策の問題ということが非
常に緊急の問題であるかと考へます。
そこでこの点についてごく簡単に御質
問を申し上げてみたいと存じます。

まず私はこの際、現在どういふ大
かりな密造が行われておるか、こうい
うことをひとつ主税局長のお耳に入れ
ておきたいと存じます。それは私の住
んでおります宮崎市の中心部より、約
一里離れておりますところの大島部落
における密造の実情でございませう。
この大島部落というところは、奄美大島
の人が疎開したとして参りまして、そ
うして密造を営みはやつたわけでござ
います。当時三百戸ぐらゐる戸数が、現
在では六百戸以上になつております。
非常に密造のためにその部落は繁栄
いたしまして、料理屋あるいはふる屋
まで今日できておる。こういうことで
ますます盛んな部落に相なつておるよ

う勧告をいたしました今日、さらに現
今の財政の事情、あるいは食糧事情の
実情から勘案いたしますと、今回の
値下案なるものは、この時期におきま
しては、これ以上はたれがやりまして
も至難であるかと考へます。私はこの
値下案なるものが今回出ます案のよう
に相なりましたのも、大蔵当局の非常
な努力の結果であると考えまして、私
は大蔵当局に対しまして、実は深甚
の謝意を表しておるような次第であり
ます。そこで、実はさらに機を期して
値下げを断行していただきたい、こ
ういふ希望を持つておるのでございま
す。しかし今回の値下案なるものが実
施されたあかつきにおきまして
も、現在の酒類取締りの実情におき
ましては、一千四十億のこの財源の確
保は不可能である、こう考へますがゆ
ゑに、密造対策の問題ということが非
常に緊急の問題であるかと考へます。
そこでこの点についてごく簡単に御質
問を申し上げてみたいと存じます。

元しても、八割の国家収入がある、しかも密造が絶滅されて国家の財源になる、こういうことになるわけでございます。そういう点も勘案されまして、ぜひひとつ密造対策というものを立てていただきまして、そして今回なされたこの値下げによる密造防止、密造対策との両建てをもつて、日本全国の密造撲滅を期せられることを切望いたしまして、私の質問を終ります。

○宮嶋委員 まだ酒税の値下げに關します法律案は出て来ないようでありますが、この要綱に基きまして、各委員の御質問によりまして、法律案の出ないうちにすでに質疑が終つたような形を呈しております。(まだ)「と呼ぶ者あり」各委員の御質問は適切であると同時に、平田政府委員のお答もまた適切でありまして、どうも私の感じでは、もうこれは終えたような感じがいたします。そこで一つきわめてこれは愚問であります、あるいは觀念論になるかもしれませんが、何つておきたい。

この補正予算の説明書を見ますと、先ほど政府委員の御説明にもありましたように、値下げしても税収は減らぬのだ、むしろ若干の増税——一億程度の増税、こういうことが速記録に残つておると思いますが、この説明書を見ますと、税法改正による減といふところが、逆に一億二千九百万円の増になつておるのであります、一体こういうことが予算編成操作の上でできるものですかどうですか。これに第一の疑問を持ちます。当然減と出て来べきであろう。自然増収がこれをカバーいたしまして、そうして全体の国家収入

の上におきましては、減とはならぬという説明ならわかるのであります、これを下げておかつ一億二千九百万円の増がありといたしますならば、なほもう少し酒の値段を下げる方にこれをお使いにならないか、こう申さねばならないのであります。当初見積りの千三百三十万といたしたのは、増石いたしましたものが手持になりまして、年度を越すであろうというお考えもありまして、普通の所得税等でございますならば徴税見込み、酒で申しますならば売れ行き見込み等も勘案せられまして、組まれた予算であるとも考えるのであります、いさしくもこの大幅な値下げ、酒税の軽減といふことがあつても、なおかつそれ自体の改正において増収になるというところは、どうも觀念として私は納得が行かないのであります。もし数字の置き違ひであるならばこれを直していただきたい。あるいは直すことができないような特殊な事情がある。もつと具体的に言うならば、全体の補正予算といたしまして、なお歳入歳出の關係のつり合い等の問題におきまして、かく数字を置かなければならぬものである、こういうことであるならば、これも納得いたします。その間の事情を納得のできません、よ、ぜひお示しをいただきたいのであります。これは実に愚問でありまして、一応明らかにしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 非常にごもつともな御尋ねかと思ひますが、この見積りいたしましたのは、実は現行税法をそのまます置き置かば、幾らの収入が入つて来るか。これは現行税法、現行価格のもとにおきまして、酒がどれくらいに売れるだろうかという予測を立てまして、それで収入を立てておられるわけでございます。それから減税いたしましたので、現行税法ではじき出したその石数しか売れないという計算をいたしますと、これは実は相當な減収なんでございます。それでさきに申しましたように、自由販賣酒は二割八分の減税であり、配給酒は一〇％くらいでありますから、両方入れまして二割四、五分くらいは税収減が立つところでございます。ところがもう一つ事情がございますのは、改正によつて値段が下つて売れ行きがふえる。これは改正がなかりせば増収がなつた部分だと考へておられるわけでありまして、今お話のように、二段階にわけて考へてもいいと思ひます。一応税法の機械的な減税によつて二割四、五分程度の減収が立つて、税法がかわりまして、値段が下つたために売れ行きがふえて、消費の増があつて、そうしてそれをカバーしてもいいかと思ひますが、しかしいさうに改定いたしました、両者はそれ／＼税法の改正といふことによつて期待される数字でございますので、この予算におきましては、便宜兩者を通算いたした数字を計上いたしまして、一億二千九百万の増を見積つた次第でございます。やり方、考へ方はいろいろあるかと思ひます。従つて税法上の減税は、むしろ大きく言ひますと、酒税については二割八分くらい本年におきましても減税があるといふことは、あるいは言ひ得るかと思ひます。来年度においても同様のものであらうかと思ひますが、しかし税法を改正して値を

下げたから売れ行きがふえる。その分は改正による増収であるといふこともやはり考へざるを得ない。そうしますと、兩者を通算いたしましてしりを出しましたのが予算の数字でございます。これは考へよう、見ようによりましていろいろな見方があらうかと思ひますが、一応今までの整理の仕方はそういう整理の仕方をしておるというところで、御了承願ひたいと思ひます。

○宮嶋委員 政府委員の説明は一応納得するにやぶさかではないが、この表で見ますと、自然増の方を十五億五千万円、改正によるものを一億二千九百万円と二つに分かれておる。これは今の御説明と、私の聞き方が悪いのかもしれないが、必ずしも一致しないのであります。御説明の数字もこれはごもつともでありまして、それに対して私はとやかく申しませんが、一体減税の総額が六十三億と七十七億とのかいふことは、われ／＼はある程度公約的な言葉もはいておられますので、そこでことさらに相殺した数字でその差を見積りまして、減税の結論が小さく出るというところは、実質にかなりは納得しがたい。こいねがわくは、これは七十億の予定であつたが、實際問題としては七十五億やつておるのだといふことに出るこの方が好ましいわけでありまして、こういう操作をせられま

すとなか／＼説明にも苦しい。もう少し酒の値段を下けた方がいゝのではなからうかと思ひます。手取早く持つて参りたいのでありまして、これに對しては予算委員会でもお尋ねがあらうかと私は考へるのでありますけれども、自然増十五億五千万円を含めました

ものを、補正による増として十六億八千万円という組み方をしておるのであります、どうかこの点御説明のときに、減税は六十三億で実質上の減税はこゝういふことになるというように、もつと國民の納得の行く説明があつてほしいと思ふのでありまして、この数字ではどうもわれ／＼説明できない。専門的な立場から御説明をいただきますれば、われ／＼は納得いたします。

酒を値下げしても一億二千九百万円というふうなことは、端的な言葉で言へば、いわゆるインデキでありまして、たとえば税制の上においては減税となるが、実質においては必ずしも税の負担は減るのではなからうという言葉さへはやつております。従つてあなたの言葉は言ひまわしとしてはわかりませんが、それではほんとうに減税を断行したのかどうかといふことについて、一つの危惧が持たれると思ひます。そういう意味で何とかこの点御説明をいたさまして、わかりやすくしていただくといふことをお願いしたいと思ひます。これはお尋ねするのにもまことに愚問であります、私どもが一般大衆の氣持になつて考へますと、どうも数字の並べ方に少し技術を加えた面が多いように思ふ。むしろありのまゝの方がよかつた。こゝ考へる次第であります。

○平田政府委員 繰返して申し上げるやうでございますが、お話の通り確かに常識的には、むしろ税率が総合して自由販賣にすれば二割八分減つておりますが、それだけが減税である。従つてこれは年間に延ばしますと、かりに減税額が千億だといたしますと、二百八十億円の減税だといふ表現も片方に可能かと思ふのであります。ただししか

し、一方に先ほどから申しますように、ものがあつても高くて売れない状態がありますので、今のままで来年に行きましても、なか／＼それほど大きな収入ができて来ないが、減税しても売れ行きがよくてそれほど減らないという事情がありまして、その差額を私どもは一応基準にしているわけでございます。この問題は分解いたしまして、お話の通り減税によつて機械的に下る分と、値段の引下げによる売れ行き増加によつてまた収入がふえる分、この二つにわけましてお考え願ひ御説明願うと便利だと思ひますが、結果は大体両者が相殺されてとん／＼になつておりまして、一億円くらいの端数だけプラスになつている、こういうのが今年の姿であります。来年度は年間通じますともう少し違つた状況になるうかと思ひますが、率直なところ別に私ども技巧も何もこらしておりません。いろ／＼／＼／＼で考えてみれば、そのようなことに相なる次第であります。

○夏堀委員長 では本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時五十六分散会